

厚岸町議会 第3回定例会

平成28年9月12日

午前10時00分開会

●議長（佐藤議員） ただいまから、平成28年厚岸町議会第3回定例会を開会いたします。

●議長（佐藤議員） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（佐藤議員） 日程に先立ち、表彰の伝達を行います。

去る5月13日釧路町で開催されました釧路町村議会議長会定例会におきまして、私と佐々木敬治議員が町村議会議員として10年以上表彰を受賞されましたので、厚岸町議会会議運用内規93の規定に基づき表彰の伝達を行います。

佐々木議員は演台前までお進みください。

（表彰の伝達）

●議長（佐藤議員） 以上で表彰の伝達を終わります。

●議長（佐藤議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、9番、佐々木議員、10番、杉田議員を指名いたします。

●議長（佐藤議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

委員長の報告を求めます。

5番、竹田委員長。

●竹田委員長 議会運営委員会報告をいたします。

9月9日午前10時から、第5回議会運営委員会を開催し、平成28年厚岸町議会第3回定例会の議事運営について協議しましたので、その内容について報告します。

議会側からの報告として、議会運営委員会報告、諸般報告、例月出納検査報告、厚生文教常任委員会所管事務調査報告書があります。

議会側からの提出案件は、会期の決定、意見書案第1号林業木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書、意見書案第2号臨時国会でのTPP協定を批准しないことを求める意見書、2常任委員会及び議会運営委員会から各委員会閉会中の継続調査申出書、議員の派遣についてであります。

いずれも、本会議で審議することに決定しました。

次に、町長提出の議案等についてであります。

認定第1号から認定第9号は、平成27年度の各会計決算認定9件であります。

審査方法は、議長と議会選出監査委員を除く11名をもって構成する平成27年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査を行うことに決定しました。報告第10号、平成27年度厚岸町一般会計における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告で、本会議で審議することに決定しました。議案第60号から議案第64号は、平成28年度の各会計補正予算5件であります。審査方法は、議長を除く12名をもって構成する平成28年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定しました。議案第65号から議案第70号までは一般議案6件であります。本会議で審議することに決定しました。

議案第71号は条例の一部改正、議案第72号は条例の制定であります。議案第71号については、議長を除く12名をもって構成する条例審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査を行うことに決定しました。議案第72号については、本会議で審議することに決定しました。

一般質問は、8人であります。

本定例会の会期は、9月12日から14日までの3日間に決定しました。

以上、議会運営委員会報告といたします。

●議長（佐藤議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（佐藤議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたとおり、本日から14日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から14日までの3日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

●議長（佐藤議員） 日程第4、諸般報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、平成28年6月15日開会の第2回定例会終了時から本日までの議会の動向は、おむね別紙報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

また、今般、釧路東部消防組合議会の報告書が提出されております。関係資料は、別途、議員控室に備えておりますので、ご了承いただき、閲覧の上、ご参考に供してください。

以上、諸般報告といたします。

●議長（佐藤議員） 日程第5、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員より、別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

●議長（佐藤議員） 日程第6、認定第1号 平成27年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成27年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成27年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成27年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成27年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成27年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成27年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 平成27年度厚岸町水道事業会計決算の認定について、認定第9号 平成27年度厚岸町病院事業会計決算の認定について、以上9件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、本9件の提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長） 平成27年度各会計決算書提出に際し、その執行状況等について説明をいたします。

当年度は、厚岸町第5期総合計画の後期行動計画のスタートとともに、これまでの人口減少や少子高齢化対策に加え、町有施設の老朽化に伴う方針や維持補修費への対応、自然災害への備えなどの課題に取り組み、厚岸町をもっともっと元気な厚岸へと導くよう、重点施策を実行してまいりました。

その一つとして、地震・津波等への防災・減災対策では、避難場所に段ボールのベッド等を追加整備するほか、食料・飲料水などの備蓄品を整理し、安全・安心なまちづくり対策をさらに推進してまいりました。

また、地方創生と人口減少対策への取り組みについては、地域の連帯意識の雇用と自治会活動の活性化のため、自治会に対する新たな助成制度を創設したほか、子育て世帯への経済的支援として保育料の助成対象を第3子以降に加え、第2子にも助成を拡大させ、さらに本町への交流人口を増加させる取り組みとして、ご当地キャラクターうみえもんを活用して、本町の魅力を全国的に広くPRし、観光と物産の情報発信について積極的に展開してまいりました。

一方、基幹産業である漁業と酪農業の振興を進め、1次産業や製造業、観光業などで取り込んだ財貨を町内で循環させるため、昨年に引き続き、住宅新築支援、住宅リフォーム支援及びプレミアム付き商品券発行など、中小企業の振興を推進してまいりました。

このほか、町民要望の多い町道の改良舗装・補修や公共下水道などの生活基盤整備を進めるとともに、衛生センターで処理しているくみ取りし尿等を下水道週末処理場で受け入れ、一元処理する施設の建設にも着手して予算執行したのが主な施策成果の特徴と

なっております。

当初予算では、一般会計が80億5,505万2,000円、国民健康保険、簡易水道事業、下水道事業、介護保険、後期高齢者医療、介護老人保健施設事業の各特別会計を合算しますと119億5,920万7,000円の総体規模でありました。

これに年度内にそれぞれ所要額の補正を行い、最終予算は一般会計においては平成26年度繰越明許費、各特別会計では39億8,372万9,000円となり、総体においては151億7,356万2,000円となりました。

これらの内容は、次の表のとおりとなっております。

この最終予算に対しまして、各会計別の収支執行実績を申し上げますと、一般会計では歳入で92億6,130万4,505円、執行率で82.8%、歳出では87億6,279万3,713円、78.3%の執行率となり、歳入歳出差し引きで4億9,851万792円の残額となりました。

このうち、繰越明許費、繰越額として1,073万4,000円、財政町政基金に2億5,000万円を積み立てて、実質2億3,777万6,792円が翌年度繰り越しとなったところであります。

一方、特別会計であります、国民健康保険特別会計については一般会計からの繰り出し1億7,788万3,944円を繰り入れ、同会計の収支均衡を保つ財源に充てたものであります。

簡易水道事業特別会計については、歳入歳出差し引きで599万4,700円の残額となり、この残額は全て翌年度へ繰り越すものであります。

下水道事業特別会計については、歳入不足となった3億7,673万5,065円を一般会計から繰り入れ、収支の均衡を図りました。

介護保険特別会計については、歳入では介護保険にかかわる負担分等として一般会計から繰出基準分1億7,080万5,104円を繰り入れ、歳入歳出差し引きで2,448万2,262円の残額となり、これについては翌年度に繰り越し、国庫負担金等を精算の上、返還金などに充てるほか、介護給付費準備基金に積み立てるものであります。

後期高齢者医療特別会計については、歳入で保険基盤安定分等として一般会計から4,473万9,701円を繰り入れ、歳入歳出差し引きで現年度保険料の4月と5月の収入分58万1,500円を翌年度に繰り越し、広域連合納付金に充てるものであります。

介護老人保健施設事業特別会計については、歳入歳出差し引きで1,733万6,140円の残額となり、この残額は全て翌年度へ繰り越すものであります。

以上が、平成27年度決算報告による係数面での概要であります、より具体的な成果と実績等につきましては別冊で配付いたしました決算書及び決算資料に基づきご検討いただくこととして、内容説明を省略させていただき、順次、ご質問等に応じて各担当課長より詳細なご説明をいたしたいと存じます。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 続きまして、認定第8号 平成27年度厚岸町水道事業会計決算の内容について説明申し上げます。

決算書の構成は事業報告書、決算報告書、財務諸表、附属明細書の順としております。

これに沿って説明いたします。

それでは、1 ページをお開き願います。

1 ページから 8 ページまで、事業報告書でございます。

1、概況については、(1) 総括事項として業務状況及び経営状況の概略を記載しております。

ア、業務状況、(ア) 業務量の状況であります。平成27年度末の給水人口は9,016人となり、前年度に比べ163人、率で1.8%減少しました。給水戸数については5,161戸で、前年度に比べ19戸、率で0.4%の増加となりました。年間配水量は128万4,934立方メートルで、前年度に比べ2万161立方メートル、1.6%増加し、有収水量は91万1,015立方メートルで、前年度に比べ6,286立方メートル、0.7%増加しました。この結果、有収率は70.9%で、機動的な漏水調査を行い、漏水量の抑制に努めたものの給水管などの小水量の分散した漏水の発見ができず、有収率の向上には至りませんでした。

引き続き、機動的な漏水調査などにより、漏水の早期発見と早期修繕に努め、有収率の向上を図ってまいります。

(イ) 建設改良事業の状況であります。

①導・送・配水管等整備事業では、導水管、送水管それぞれ1件の布設替工事と床潭末広間道路の道路改良工事に伴い、送配水管1件の布設替工事を行いました。

②施設整備事業では、宮園排水池の構内舗装1件の工事を行いました。

③メーター設備事業では、新規に46台のメーターを設置し、有効期間が満了した543台を取りかえました。

1 ページ下段から 3 ページは経営状況であります。

収益的収支であります。税抜きで申し上げますが、収入の総額、水道事業収益は、2億6,166万6,989円で、前年度に比べ120万2,428円、0.5%の増収となりました。一方、支出の総額、水道事業費用は2億6,030万8,437円で、前年度に比べて1,173万4,313円、4.7%の増となりました。

この結果は、水道事業収益が水道事業費用を上回り135万8,552円の準利益となりました。収益的収支の内容については、後ほど収益明細書で説明させていただきます。

人口の減少や少子高齢化の振興や節水意識の定着により、減少し続けていた家事用と業務用での使用水量が前年度並みとなり、給水収益が見込みより増加しました。

老朽化した施設の更新や災害に強い施設整備を計画的に実施し、将来にわたり安全・安心な水を安定的に供給するため今後もより一層の経営改善に取り組み、前回の料金改訂時に残された課題を勘案しながら、料金の見直し作業を進め、健全な経営に努めてまいります。

次に、資本的収支であります。税込みで申し上げます。

収入の総額は、1,855万3,715円で、前年度に比べ4億833万7,463円の減となりました。

主な収入である企業債は1,790万円で前年度に比べ2億8,280万円の減、国庫補助金と他会計補助金は皆減で、いずれも宮園配水池改築更新事業の完了によるものです。

水道管の移設補償費は65万3,715円で、前年度に比べ590万3,463円の減となりました。

支出の総額は、1億4,457万9,159円で、前年度に比べ3億9,933万890円73.4%減となりました。

建設改良費は、導水管や配水管布設替工事、施設の整備などで6,381万7,961円となり、前年度に比べ4億223万7,527円の減、企業債償還金は8,076万1,198円で、前年度に比べ290万6,637円の増となりました。

収支の不足額1億2,602万5,444円の補填については後ほど9ページからの決算報告書で説明いたします。

4ページは、(2) 議会議決事項、(3) 行政官庁認可事項、(4) 職員に関する事項でございます。内容は記載のとおりであります。

2、工事については、5ページで先ほど説明いたしました工事の内容を記載しております。

3、業務については、6ページ(1)は業務量、(2)は事業収入に関する事項、7ページ(3)は事業費に関する事項であります。後ほど、別紙の認定第8号説明資料の収益的収支説明書の方で説明させていただきます。

8ページ(4) 給水装置工事の状況、(5) 委託調査業務、4の会計、(1) 企業債の概況、(2) 議会の議決を経なければ流用できない経費の決算については、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上が、事業報告書であります。

次に、9ページをお開き願います。

平成27年度厚岸町水道事業決算報告書であります。

初めに、収益的収入及び支出の収入でございます。

1 款水道事業収益は、予算2億7,923万1,000円対し、決算では、2億8,087万9,316円となり、予算に比べ164万8,316円、0.6%の増となりました。内訳は、1 項営業収益が、予算2億5,772万3,000円に対し、決算では2億5,936万7,640円となり、予算に比べ164万4,640円の増。2 項営業外収益は、予算2,150万8,000円に対し、決算では2,151万1,676円となり、予算に比べ3,676円の増でした。

次に、支出であります。1 款水道事業費用は、予算2億7,789万4,000円に対し、決算では2億7,368万5,068円の執行で、420万8,932円、1.5%の不用額となりました。内訳は、1 項営業費用が、予算2億4,215万522円に対し、決算では2億3,814万1,590円の執行で、400万8,932円の不用額となりました。2 項営業外費用は、予算3,554万3,478円に対し、決算では3,554万3,478円の執行で、不用額はありません。4 項予備費については、予算20万円に対し、決算ではゼロ円で、全額不用額となりました。

10ページの資本的収入及び支出でございます。

収入ですが、1 款資本的収入は、予算1,855万3,000円に対し決算では1,855万3,715円の執行で、715円の増となりました。内訳は、1 項企業債が予算1,790万円に対し、決算は同額となりました。6 項補償金は予算65万3,000円に対し、決算では65万3,715円の執行で、715円の増となりました。

次に、支出でございます。

1 款資本的支出では、予算1億4,501万6,000円に対し、決算では1億4,457万9,159円で、43万6,841円、0.3%の不用額となりました。内訳は、1 項建設改良費が、予算6,425万4,000円に対し、決算では6,381万7,961円で、43万6,039円の不用額となりました。2 項企業債償還金が、予算8,076万2,000円に対し、決算では8,076万1,198円で、802円の不用額とな

りました。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1億2,602万5,444円は、過年度分損益勘定留保資金1,327万3,944円、当年度分損益勘定留保資金1億802万4,244円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額472万7,256円で補填するものであります。

棚卸資産の購入限度額1,653万5,000円に対し、執行額は1,496万3,980円で、これに伴う仮払消費税は110万8,440円であります。

11ページは、損益計算書でございます。右側の数字をごらん願います。

営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は、699万8,463円で、これに営業外収益を加え、営業外費用を差し引いた135万8,552円が当年度純利益となります。当年度末未処分利益剰余金は、この当年度純利益135万8,552円に前年度繰越利益剰余金2,805万6,878円を加えた2,941万5,430円となります。

12ページは、剰余金計算書でございます。剰余金のうち資本剰余金は出資金からその他資本剰余金までを合わせた当年度末残高は当年度変動額が生じなかったため前年度末残高と同額の2,454万9,641円となりました。

利益剰余金は、減債積立金と建設改良積立金、未処分利益剰余金を合わせた前年度末残高が1億1,361万6,113円でしたが、当年度純利益135万8,552円を未処分利益剰余金に加え、この額を変動額とするとため、平成27年度末残高は1億1,497万4,665円となりました。

13ページは利益剰余金、処分計算書案でございます。

11ページで説明しました当年度末未処分利益剰余金2,941万5,430円をそのまま未処分利益剰余金とするものであります。

14ページと15ページは、貸借対照表であります。

14ページ、資産の部では、平成28年3月31日現在の固定資産が21億1,856万6,720円、流動資産が2億2,492万7,172円で、資産の合計が23億4,349万3,892円でございます。

15ページの、負債と資本については、負債の合計は17億8,875万3,574円。資本の合計は5億5,474万318円。負債と資本の合計は23億4,349万3,892円でございます。

16ページから17ページは、注記であります。

財務諸表を作成するに当たり、採用した会計処理の基準及び手続きを注記として記載しております。1重要な会計方針から、4技術契約により使用する固定資産まで記載のとおりであります。

18ページは、現金の収入支出に関する情報を記載したキャッシュフロー計算書でございます。内容は記載のとおりであります。

19ページからは収益費用明細書であります。別紙の認定第8号説明資料、平成27年度厚岸町水道事業会計決算に係る収益的収支説明書(消費税抜き)により説明いたします。

まず、収入でございます。

1款水道事業収益は、2億6,166万6,989円で、前年度に比べ120万2,428円、0.5%の増収となりました。1項営業収益は2億4,015万5,222円で、前年度に比べ190万304円、0.8%の増収となりました。1目給水収益は2億3,971万5,222円で、前年度に比べ0.8%の増収、家事用でほぼ横ばいとなる2,966円の減、農業用で41万1,686円の減額となったものの、業務用で226万7,990円の増など全体で188万4,304円の増となりました。

2 目受託工事収益は44万円で、前年度に比べて3.8%増、これは給水工事手数料の増で
ございます。2 項営業外収益は、2,151万1,767円で、前年度に比べ9.7%増です。

1 目受取利息及び配当金では、2 万6,095円で、前年度比1.8%増、これは主に預金利
息の増でございます。2 目他会計補助金はございません。

3 目長期前受金戻入は、2,144万2,244円で9.7%の増、償却試算に対する補助金等の減
価償却見合分を収益した額の増によるものであります。

4 目雑収益は4 万3,428円で6,843円の増、消費税の処理に伴うものと共済保険料等還
付金でございます。

3 項特別利益、3 目その他特別利益はゼロ円で皆減でございます。

次に、支出でございます。

1 款水道事業費用は、2 億6,030万8,437円で、前年度に比べ1,173万4,313円、4.7%の
増となりました。1 項営業費用は2 億3,315万6,759円で、前年度に比べ1,638万3,116円、7.6
%増となりました。1 目原水及び浄水費では5,387万9,264円で、前年度に比べ6.9%増で
あります。主に、動力費169万6,011円の増、委託料107万574円の増、薬品費88万5,272円
の増などであります。2 目配水及び給水費では1,310万8,022円で、前年度に比べ41.6%
増、主に漏水修理に対応するための調査委託料89万6,100円の増、修繕費281万2,600円の
増などであります。4 目総係費では2,907万7,831円で、前年度に比べ2.6%増、主に給料
で40万1,837円の増、法定福利費19万6,797円の増など、人事異動などに伴う増減と水道
事業経営審議会開催に伴う報酬12万8,650円の増などであります。5 目減価償却費では1
億3,453万3,667円で、前年度に比べ6.3%増。主に構築物で581万4,190円、機械及び装置
で213万1,325円の増など、宮園排水池建設に伴う償却試算の増によるものでございます。
6 目資産減耗費では、255万7,975円で、前年度に比べ15.1%増、主にメーター器など機
械及び装置が34万8,032円の増などでございます。

2 項営業外費用は、2,715万1,678円で、前年度に比べ155万2,200円、6.1%増となりま
した。これは1 目支払利息及び企業債取扱諸費で、企業債利息の増でございます。4 目
雑支出3 項特別損失はともにゼロ円で皆減でございます。

以上、水道事業収益から水道事業費用を差し引いた当年度純利益は135万8,552円で昨
年度に引き続き、純利益の計上となりました。

ここで、決算書の22ページへお戻り願います。

固定資産明細書でございます。

(1) 有形固定資産明細書、(2) 無形固定資産明細書、ともに記載のとおりであります。

23ページから24ページにわたり、企業債明細書でございます。記載のとおりでありま
すので、説明は省略させていただきます。

以上が平成27年度厚岸町水道事業会計決算書の内容でございます。ご審議の上、認定
くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 続きまして、認定第9号 平成27年度厚岸町病院事業会計
決算について、その内容をご説明申し上げます。

決算書、1ページをお開きください。平成27年度厚岸町病院事業報告書から説明いたします。

1として、概況。(1)は総括事項です。

初めに、医師体制についてであります。町立病院は地域医療の充実に加え、近年では高齢化に伴って介護を支える役割が強まる中、依然として医師不足が続いています。本年度も大変厳しい状況にありますが、医師の交代もなく、常勤5名体制を維持したまま新年度を迎えることができ、円滑な病院運営を図ることができました。

また、病気の初期段階から診療科を問わず幅広く対応するかかりつけ医としての役割に加え、本年度は北海道派遣の消化器疾患を専門とする常勤医師の確保ができたことで1年度通じて検査と診療体制の充実が図られました。

合わせて町立病院が担う大きな役割として休日・夜間の救急医療の維持、継続があります。一昨年から常勤医による内科、外科、小児科の基本診療科を1年半ぶりに常設できたことで、初期診療体制が図られ、住民の安心につながったところであります。

また、本年度も週末や休日には札幌医科大学及び北海道大学医学部など関係機関から医師派遣を受け、国公立病院の使命でもあります24時間の救急医療体制の維持に努めることができました。このことは、同時に常勤医師の負担軽減となり、医師確保対策にもなっているところでございます。

なお、専門外来として消化器検査診療、釧路赤十字病院から週1回の整形外科診療、釧路労災病院から隔週1回の脳神経外科診療を継続できたところであります。

しかし、地域医療の提供には安定した常勤医師の確保はもとより、看護師など医療従事者の充実が不可欠です。今後またゆみない取り組みを進め、体制の継続を図ってまいります。

次に、経営状況であります。医師体制の充実と継続により、患者の増加につながったこと及び1人当たりの収益がアップしたことなど複数の要因により、入院外来収益ともに増収となったことで、黒字決算となりました。これにより、一般会計繰入金は、前年度総額対比で274万9,000円の減となったところであります。

続いて、アは患者数、イは収益的収支、ウは資本的収支についてであります。内容につきましては後ほど資料によりご説明いたします。

2ページをお開きください。

(2)は決算、予算等の議会議決事項です。

(3)の行政官庁認可事項では、温水ボイラー更新工事、医療器械購入などに関する補助金の認可関係が4件で、それぞれ記載のとおりであります。

(4)は職員に関する事項についてです。正職員数では年度途中での職種ごとの増減がありますが、年度末では62人で前年度から4人の増であります。作業・理学療法士が昨年度2名の退職となりその補充としての2名の採用、臨床工学技士の2名は1名が退職補充、1名が看護師不足を補う形で透析業務に従事の技師を採用しております。

3ページ、2の工事。

(1)では資産取得の状況であります。医療器械の取得で11種類、全12台全てが更新によるものです。内容については記載のとおりであります。

(2)は建設改良工事の概況です。町立厚岸病院温水ボイラー更新工事は施工内容とし

て真空式２回路のボイラー３機を、町立厚岸病院人口透析室空調設備更新工事では、室外機１台、室内機２台ほかの交換であります。工事費等は記載のとおりであります。

次ページは、３、業務のうち（１）アは患者数です。本年度の患者数のうち入院患者数は、年間１万３,５６１人、１日平均３７.１人、前年度に比較して１,１６９人、９.４％の増、１日平均では３.１人の増であります。

外来患者数は年間４万９,３３９人、一日平均２０３.０人、前年度に比較して２,１１１人、４.５％の増、一日平均で１０.２人の増となりました。

これにより、イの病床利用状況は、本年度利用率が６７.４％、５.７ポイントの増となっております。

続いて、５ページ、６ページは、事業収入と事業費用の損益計算書の科目ごとに前年度との比較となっております。

続いて、７ページ。４の会計では、（１）企業債の概況、（２）では一時借入金の概況、（３）では議会の議決を経なければ流用することのできない経費の決算となっております。それぞれ記載のとおりであります。

以上が事業報告書内容の説明であります。

８ページからは、平成２７年度厚岸町病院事業決算報告書となります。

最初に、収益的収入及び支出から説明を申し上げます。

収入であります。１款病院事業収益では、予算１２億１,７１５万１,０００円に対し、決算では１２億１,９１３万３,７８４円となり、予算に対し１９８万２,７８４円０.２％の増となっております。これは１項医業収益、予算７億８,８５８万１,０００円に対し、決算では７億８,９７２万１,３９３円となり、予算に対し１１４万３９３円、０.１％の増となったものであります。２項医業外収益では、予算４億２,８５７万７,０００円に対し、決算では４億２,９４１万２,３９１円となり、予算に対し８４万２,３９１円、０.２％の増となったものであります。

次に支出であります。１款病院事業費用では、予算１１億９,５１６万２,０００円に対し、決算では１１億６,７００万５,２８２円の執行で、２,８１５万６,７１８円、２.４％の不用額となっております。これは１項医業費用で、予算１１億１,２５２万３,０００円に対し、決算では１０億９,６５９万８５９円の執行で、１,５９３万２,１４１円、１.４％の不用額であります。２項医業外費用では、予算８,２３３万９,０００円に対し、決算では７,０４１万４,４２３円の執行で、１,１９２万４,５７７円、１４.５％の不用額であります。３項予備費では、予算３０万円に対し支出がなく全額不用額となったものであります。

９ページです。

資本的収入及び支出です。

収入では、１款資本的収入、１項補助金で予算２億２,７４１万６,０００円に対し、決算では２億２,７３１万６,２８７円と、予算に対し９万９,７１３円の減であります。

次に、支出であります。

１項資本的支出では、予算２億２,７４１万６,０００円に対し、決算では、２億２,７３１万６,２８７円で、９万９,７１３円の不用額となっております。内訳では、１項建設改良費、予算１億５６９万１,０００円に対し、決算では１億５５９万１,５３０円、９万９,４７０円の不用額であります。２項では企業債償還金、予算１億２,１７２万５,０００円に対し、決算では１億２,１７２万４,７５７円で、２４３円の不用額となったところです。

次に、（３）たな卸資産購入限度額では、予定限度額１億９,２９１万９,０００円に対し、執行

額は1億6,119万1,380円となりました。これに伴う仮払消費税は1,194万1,656円となったところであります。

10ページは、平成27年度厚岸町病院事業損益計算書であります。下から3行目収益から費用を差し引いた当年度純利益として4,183万7,750円の計上となったところです。

これにより11ページ、平成27年度厚岸町病院事業欠損金掲載遺書であります。右から3列目中段下の当年度変動額として、当年度純利益4,183万7,750円を計上し、当年度の残高は当年度未処理欠損金として7億8,392万1,808円となり、さらに減債積立金が差し引かれ、利益剰余金合計では三角7億7,812万1,808円の残高となったところであります。

12ページは平成27年度厚岸町病院事業欠損金処理計算書案として、本定例会に議案第70号として、平成27年度厚岸町病院事業会計減債積立金の処分についてにより、過去に積み立てた減債積立金580万円を全額取り崩し、平成27年度末未処理欠損金に補填する提案を行っておりますので、それを可決いただいた後の処理計算書案となっているところあります。それ以後の繰越欠損金を7億7,812万1,808円とするものです。

13ページから14ページは、平成27年度厚岸町病院事業貸借対照表であります。平成28年3月31日現在の財産状況を示すものであります。内容につきましては記載のとおりであります。13ページの中段(2)投資その他の資産、イ長期前払い消費税は計上ゼロ円で全額償却済みとなっております。

続いて15ページ、注記事項を記載しております。記載内容はこれまで予算提案で説明してきた趣旨、内容と変更ありませんので省略させていただきます。

次に、16ページはキャッシュフロー計算書であります。

1年間の資金の動きを項目、使途別に記載したものであります。

次は、17ページから20ページの収益費用明細書につきましては、別に配付させていただいております。

認定第9号説明資料その1により、平成27年度厚岸町病院事業会計収益的収支を消費税抜きで説明いたします。

款、項、目により主な増減を説明いたします。

まず、収入であります。

1款、1項、1目入院収益では、3億2,784万7,913円で前年度対比6,148万9,034円、23.1%増、2目外来収益では4億39万3,355円、前年度対比4,265万2,402円、11.9%の増であります。入院、外来それぞれ患者増と単価増によるものです。3目その他医業収益では5,718万4,522円で、前年度対比168万6,697円、2.9%の減、内訳は説明欄記載のとおりであります。

次に、2項医業外収益のうち、主なものとして3目長期前受金戻入では7,829万2,988で、前年度対比1,833万7,700円、30.6%の増となっています。これは、企業債元金への補助金額対応収益化分増額が要因であります。5目他会計補助金では、3億2,505万5,713円で前年度対比5,730万4,287円、15.0%の減であります。入院、外来収益増に伴う補助金の減少であります。6目負担金交付金では1,525万6,978円、前年度比較193万7,407円、14.5%増です。老健ここみからの人件費等の案分で約68万円増、日赤病院への内視鏡検査医師派遣の負担金収入で125万円増となっているところです。8目道補助金では、38万

9,000円皆増であります。補助金名称が変更となっておりますが、これまで同様に院内保育所への補助金で、先年度預かり幼児の減少で補助対象外でありましたが、今年度は再び補助対象となったものです。

次に、3項特別利益は昨年度限りの計上で今年度はなく、皆減であります。

これにより、病院事業収益合計の前年度対比で6,239万4,837円、5.4%の増であります。

次に支出です。

1款、1項、1目給与費では6億6,596万5,473円で、前年度対比2,363万8,046円、3.4%の減、これは常勤外科医師半年分、理学作業療法士、臨床工学技士の短縮決議補充の採用による給料、職員手当等及び法定福利費の増のほか、退職給付費、賃金で減少となっております。

2目材料費では1億3,883万3,66円で、前年度対比2,701万9,368円、24.2%の増で入院、外来ともに患者数の増により、薬品費、診療材料費等の増加となっております。3目経費では、1億8,742万7,093円で前年度対比1,163万3,290円、5.8%の減であります。主な増減として旅費・交通費で約340万1,000円減、常勤医師採用による出張医師旅費の減によるものであります。光熱水費で約113万円増、CTなど検査増に伴う医療機器使用電力量の増、燃料費で約456万9,000円減、単価引き下げによる減、手数料で約127万9,000円減、医薬品データベース更新ほか増、修繕費で約567万7,000円減、前年度の温水ボイラー修理費などの減少によるもの、使用料で約338万4,000円増、在宅酸素吸引措置、在宅人口呼吸器など患者へ貸し付ける診療機器の借り上げ料増が主なものです。委託料で約326万増、病院総合管理システム、検査システム、入院患者増加に伴う寝具、病衣の委託料増が主なものです。負担金で約738万9,000円減、外科常勤医着任による支援医師派遣負担金の減、ほか説明欄の記載のとおりであります。

4目減価償却費では9,481万6,226円で、前年度対比845万9,209円、8.2%の減、主に機械備品の減であります。

次に、2項医業外費用に移ります。1目支払利息及び企業債取扱諸費で、5,160万6,482円、前年度対比453万7,447円、8.1%の減。2目医療技術員（対策費90万5,077円）、前年度対比983万4,724円、91.6%の減、前年度採用の常勤医師2名に係る紹介手数料の減。3目雑損費2,161万2,418円、前年度対比826万5,756円、61.9%の増、薬品等貯蔵品や余剰予算控除対象外消費税の増が主なものとなっております。

次に、3項特別損失です。昨年度の制度改正による現存損失、その他特別損失は今年度は計上がありませんので、皆増となっております。

これにより、病院事業費用合計での前年度対比では2億7,635万7,037円、19.1%の減となります。この結果収益的収差引で、4,183万7,750円の黒字決算となりました。

次に、資料その2により、資本的収支の説明を行います。8ページをお開きください。

収入、1款資本的収入、1項補助金、1目他会計補助金で1億5,341万6,287円、前年度比較5,455万5,287円、55.2%増、2目国庫補助金7,390万円、前年度比較5,573万6,000円、6.8%増、それぞれ建設改良及び企業債償還金への補助金であります。

次に、支出です。1款資本的支出、1項建設改良費、1目固定資産購入費、4,083万8,000円、前年度比較2,305万3,000円、129.6%増。さきに説明の医療機械全12台の更新であります。2目建設工事費3,410万3,463円、前年度比較2,220万3,463円、186.6%の増、説明

欄記載の工事利権であります。3 目リース資産購入費2,348万715円、前年度比較15万4,379円、0.7%の増、病院総合管理システム、臨床検査システムの借り上げ料の当年度分、相当額の計上であります。2 項 1 目企業債償還金 1 億2,172万4,757円、前年度比較438万1,238円、3.7%増。企業債 4 件分の当年度償還金であります。

以上が資本的収支の内容説明であります、

それでは、決算書にお戻りください。21ページをお開きください。21ページは、固定資産明細書です。(1)は有形固定資産明細書。(2) 投資、その他の資産は長期前払い消費税で当年度で償却を終えております。

最終、22ページは企業債明細書であります。記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

以上、大変、雑駁な説明ではありますが、認定第 9 号平成27年度厚岸町病院事業会計決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） ここで、監査委員に対し、審査結果の意見を求めます。

監査委員。

●代表監査委員（黒田監査委員） ただいま上程されました平成27年度厚岸町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計及び病院事業会計の決算認定について、監査委員として決算審査の概要を申し述べさせていただきます。存じます。

まず、最初に、一般会計並びに各特別会計の決算状況についてであります。決算書本体の 1 ページから 4 ページに書いてございますが、概括的千円単位で申し上げますが、全会計総額では、歳入が132億4,548万9,000円、歳出では126億9,858万4,000円となりまして、歳入歳出差引 5 億4,690万5,000円、歳入増の全体的な決算と相成っております。一般会計初め各特別会計ごとの決算状況につきましては、ただいま町長のほうから報告があったとおりの内容でございまして、監査報告としての細部につきましては、議員各位のお手元に配付をさせていただきました決算審査意見書、こちらのほうもどうかご参照いただければありがたいかなと存じますが、地方自治法の規定により、町長から、審査に付された平成27年度一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算書に表示された計数については、適正であり何ら誤りがないものと認められたところでございます。

次に、決算審査総体の中で今後特に行政を執行するに当たってご留意いただきたい個別事項について 4 点ほど申し述べさせていただきます。まず、歳入関係についてであります。1 点目、一般会計における自主財源の根幹をなす町税についてであります。本年度は残念ながら現年度分の収納率の過去最高を更新できなかったものの、滞納繰越分も合わせた全体収納率が着実に向上してきており、それに伴い滞納繰越者数、さらには滞納繰越額そのものの減少も顕著となっております。担当部署の日々の努力があらわれたものと、本年度におきましても高く評価をさせていただくとともに、引き続き自主財源の増収確保と収入未済額の解消について、なお一層の努力を望むものでございます。

また、2 点目になりますが、税外収入の中で、昨年度シイタケ菌床売払代の多額の収入未済額が発生をし、早期回収を促してきたところでありますが、今回それが極めて困

難な事態となったことは非常に残念であり、今後は顧問弁護士と関係方面との綿密な相談協議の上で適切な行政対応を取り進められたい。また、かくなる不良取引事案の再発防止に努める一方で、町として今まで奨励してきたこのキノコ産業というものが、今回の事案を契機に急激に萎縮、停滞することがないように町としての今後の方針を再確認の上で融資斡旋などの安定経営に向けた経営相談であるとか、きめの細かい行政指導などの支援体制を強化していくべきであろうと、かように考えます。

次に3点目、歳出関係であります。一般会計における不用額、これが昨年度に比べて若干増加はしているものの、内容がかなり改善されておりまして、昨年度のケースのように一部でずさんな予算管理による多額な不用額が発生したり、予算の流用しっ放しの事例があったり、特別会計での歳入予算科目が間違っていたりなど、予算事務の初歩的なケアレスミスが目立って多かった昨年度の決算とは全く異なり、本年度は数字的にもあるいは事務手続き的にも顕著な不良事例は見当たらず、おおむね良好であったものと判断をしております。そもそも、予算というのは主権者たる町民の代表である議会において、その執行を認められた貴重かつ重要なものでございますので、今後とも適切な公金としての予算管理と効率的な執行に万全を期するように、行政組織内部の総合チェック体制の構築と内部統制力の強化に努めていただきたいと思います。

最後に4点目になりますが、27年度の決算全体として、町長先頭に歳入財源の獲得努力、さらには歳出経費の削減努力によりまして、多様な行政成果と事業実績を上げられた一方で、安定的に5億円近い実質収支と備荒資金を含めた各基金等の残高をしっかりと確保をしたということに対しまして、その行財政運営を高く評価をさせていただくとともに、今後においてもこの健全財政のもとにため込み至上主義に陥らず、これらの基金等の積極的な活用と町民還元により、町民誰もが住んでよかったと思えるような生活満足度向上のためのさらなるまちづくり施策の展開を大いに期待をさせていただくものでございます。

続きまして、平成27年度厚岸町水道事業会計及び病院事業会計について申し延べさせていただきます。

先ほどの課長さんたちの説明と若干数字的に重複して、誠に恐縮に存じますが、どうかお許しを賜りたいと存じます。

はじめに、水道事業会計から申し上げますが、第3条予算の収益的収入及び支出、これ消費税抜きであります。収入では2億6,166万6,989円、支出では2億6,030万8,437円。差引135万8,552円が当該年度のかろうじての純利益と相なっております。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出、税込みであります。収入の1,855万3,715円に対し、支出では1億4,457万9,159円と相なりまして、差し引き1億2,602万5,444円の不足額につきましては、過年度分及び当年度分の損益勘定留保資金と当年度分の消費税及び地方消費税の資本的収支調整額で補填処理をしております。

続きまして、病院事業会計について申し上げます。第3条予算の収益的収入及び支出であります。消費税抜きで収入では12億1,414万4,964円に対しまして、支出では11億7,230万7,214円となり、差し引き4,183万7,750円の黒字決算となっております。

次に、4条予算の資本的収入及び支出、こちらは税込みであります。収入の2億2,731万6,287円に対して、支出も収入と同額であり、差し引き収支ゼロということになります。

以上、平成27年度の水道事業会計及び病院事業会計の決算について、その概要を申し述べさせていただきましたが、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、町長より審査に付されました平成27年度厚岸町水道事業会計決算並びに病院事業会計決算にかかわる各諸書類は、いずれも関係法令に準拠して作成をされており、また、表示された計数についても適正であり、誤りのないものと認められたところでございます。

なお、水道事業については、平成24年度に水道料金を改定して以来、今回のかろうじでの純利益も含めて、とりあえず4年連続での黒字決算と相成ったものでありますが、今後、給水収益の大幅な増加が見込まれるわけでもなく、よくても横ばい基調の中で老朽管の更新であるとか耐震化を進める必要に迫られているなどの運営経費の確実な増加が予想されておりまして、当然ながら収益性の幅が急激に狭まり、この企業自体の独立採算制が非常に危ぶまれる状況になっております。現在、料金見直し検討作業が進行中のようにありますが、収益性に重点を置くあまりに、何よりも寛容な住民サービスと町民生活満足度を著しく低下をさせることのないように、厚岸町一般会計との経費分担の適正化と相互連携関係の強化、協議も含めてしっかりと今後の方向性を見出していただきたいと思います。

次に、病院事業についてであります。新たな会計基準への移行に伴い、大幅な赤字決算となりました昨年度から本年度は一転して4,000万円を超える黒字決算と相成りました。これは、常勤医師が年度当初から安定的に確保されて、入院患者数、外来患者数ともに年度を通じて増加をし、収益的収入も堅調に推移をしてきたためでありまして、病院経営にとって一体制の安定確保、充実というものが何よりも重要であることを顕著に示しているものでございます。

町立病院は町民の生命と健康を守る公的医療機関として今後ともその重要な使命を全ういたすべく、常勤医師の安定的確保のほかにも、他の医療機関との連携による診療体制と医療サービスの充実等を図るとともに、厚岸町の一般会計からの補助・支援をしっかりと確保をし、将来にわたり不良債務等の発生することがないように、連携関係を密にして、町民からさらにさらに信頼される病院事業の運営に鋭意努力されることを心より期待するものでございます。

以上をもちまして、監査委員としての各会計、決算審査にかかる口頭報告を終わらせていただきます。

●議長（佐藤議員） 本9件の審議方法についてお諮りいたします。

本9件の審議につきまして、議長及び議会選出監査委員を除く11人の委員をもって構成する平成27年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） ご異議なしと認めます。

よって、本9件の審議については、議長及び議会選出監査委員を除く11人の委員をもって構成する平成27年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審

査することに決定いたしました。

本会議を休憩します。

午前11時15分休憩

午前11時20分再開

●議長（佐藤議員） 本会議を再開いたします。

●議長（佐藤議員） 日程第7、報告第10号 平成27年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
税財政課長。

●税財政課長（星川課長） ただいま上程いただきました報告第10号 平成27年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告について、その内容をご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成27年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率について、別紙監査委員の意見をつけて報告するものであります。

議案書11ページ。

平成27年度厚岸町一般会計等における（1）健全化判断比率につきましては、①実質赤字比率、黒字のため、比率なし。②連結実質赤字比率、同じく黒字のため、比率なし。③実質公債費比率12.6%、④将来負担比率71.1%であります。

厚岸町に適用される早期健全化基準は右欄のとおりであり、いずれもその基準を下回っております。

次に、平成27年度厚岸町公営企業会計における（2）資金不足比率であります。

いずれの会計も資金不足なしのため、比率なしであります。

厚岸町に適用される経営健全化基準は右欄のとおりであり、いずれもその基準を下回っております。

各比率の内容につきまして、お手元に配付しております報告第10号説明資料によりご説明させていただきます。説明資料1ページをごらんください。

初めに、実質赤字比率であります。この比率は、一般会計の実質赤字が標準財政規模に対してどのくらいの割合なのかを示す比率であります。表の上段右側太枠で網かけしているところではありますが、比率はマイナス黒三角9.10%。この表記は、実質収支が黒字のためマイナス黒三角で表記しているところであり、公表の際には比率なしとなります。

次に、連結実質赤字比率であります。厚岸町の一般会計と公営企業会計以外の特別会計への実質赤字と地方公営企業法が適用されない公営企業会計である特別会計と、地方公営企業法が適用される公営企業会計の資金不足剰余額の合計額を標準財政規模に対す

る割合で示す比率であります。比率は表の右下、下段のとおりマイナス14.34%。この表記につきましても、収支が赤字ではなく黒字のためマイナスで表記しているところであり、公表の際には比率なしとなります。

表の下に前年度の比率を表記しておりますので、参考としてください。

2ページをごらんください。

実質公債費比率であります。この比率は、その年度の歳出の中で借金の返済に充てた額がどの程度であったのかを見る指標であります。一般会計の公債費と債務負担行為支払額、特別会計等公営企業会計の公債費のうち、一般会計負担額などを標準財政規模に対する割合で示す比率で、過去3か年間の平均値で表記いたします。資料には各項目ごとの金額を記載し、右下段に計算式を記載しております。表の右中央に記載のとおり、本年度の比率は12.6%で、前年度との比較では0.8ポイントの減であります。

3ページをごらんください。

将来負担比率であります。この比率は、一般会計が、今後、将来にわたって負担しなければならない実質的な負債額を標準財政規模に対する割合で示すものであります。資料には各項目ごとの金額を記載し、下段に計算式を記載しております。表の右下段に記載のとおり、本年度の比率は71.1%で、前年度との比較で13.7ポイントの減であります。

4ページをごらんください。

資金不足比率であります。この比率は、公営企業会計ごとの資金不足額がそれぞれの事業規模に対してどのくらいの割合なのかを示す比率であります。

比率であります。水道事業会計マイナス88.0%、病院事業会計マイナス2.4%、簡易水道事業会計マイナス11.6%、下水道事業会計、収支ゼロのため比率はゼロ%であります。

4つの会計とも資金不足額がないことから、公表する際には比率なしとなります。

以上をもちまして、報告第10号の内容説明とさせていただきます。

●議長（佐藤議員） ここで、監査委員に対し、審査結果の意見を求めます。

監査委員。

●監査委員（黒田監査委員） ただいま議題となりました報告第10号 平成27年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告について、厚岸町財政経営健全化審査の概要を申し述べさせていただきます。

審査いたしました結果については、みなさまのお手元に配付した別紙意見書のとおりであります。一般会計における健全化判断比率として示されました実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、これらの4項目とも、早期健全化基準以下ということになっておりまして、また、水道、病院の2事業会計並びに簡易水道、下水道の2特別会計における資金不足比率についても同様に基準内におさまリ、いずれも数値的には健全な範囲内の財政運営が維持・確保されていると言えようかと思えます。

なお、各比率の算定に用いられる標準財政規模というものの数値について、主としてその数値の分母を構成する厚岸町の標準的な税収入と普通交付税に大きく左右されるところがありまして、それらが減額されることによりまして、これらの各比率が大幅に上

がる状況も想定されますので、今後ともそれらの収入動向には十分に配意をしていく必要があろうかと考えます。

ともあれ、今年度の厚岸町につきまして、財政健全化法第3条第1項の規定に基づいて、町長から審査に付されました健全化比率等の算定と、その算定の基礎を記載した書類は、いずれも適正であり、誤りがないものと認められましたことを申し上げまして、監査委員としての口頭報告とさせていただきます。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 (2)資金不足比率、こっちのほうで若干お尋ねをさせていただきます。

今、もろもろ数字の説明もございましたし、この平成27年度の病院事業会計でございます。資金不足の観点からも経営健全化基準というものはクリアしていると。それについては理解をいたしますけれども、どうしても私の頭ではですね、本年度は、その27年度は大変その医師の確保にも努められた、健全経営に努められた。このことは大変評価しますし、敬意を表するものでございますが、一方でその固定化している債権というものを持っておりますよね。これらについて、やはりこの議会での健全化比率というものを議論する上で、私の頭では、やはり、ぬぐえないものがあるのです。あの、万々歳であるよと、こうはならないのではないのかなと。将来に向けてなお一層の病院事業会計においては、将来展望も含めて、今も頑張っておられるのですけれども、やはり健全化に向けてという意味では若干疑念が残るなと私は思うのですが、町としてはどのように捉えておられますか。

●議長（佐藤議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 私のほうから病院事業ということですのでお答えをさせていただきますと思います。

あくまでも、ここでいう資金不足というのは病院でいう不良債務があるかないかという視点での計算式の元になされるところであって、それによらないということなのですが、逆に南谷議員が質問するところによると累積欠損金のことをおっしゃっていると思います。これは、毎年黒字を出す以外にそのところを減らしていく手だてはないというところでは、一般会計とともにその年その年の不良債務を出さない、不良債務も出さないということはそこに黒字を出すと、逆にいうと出すということです。ので、幾らかでもありつつも若干ではありますが、毎年これを減らしておりますので、特に今回は4,000万累積欠損金を減らしたということでは、苦しい中にも改善の方向に少しでもあると考えてございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 まったくそのとおりなのです。あの、町民だって我々議員にしてもけしてその病院が努力をしていないとはとらえておりません。ですけれど、現実問題として抱えているわけですから、少しでもいい方向に向かうようになお一層の経営努力をしていただきたいし、私はそういう意味では大きな要因になるのは、今回の決算でも分かるように医師の確保というのは本当に至上命題ではないかと、かように思います。これからも、いい先生がずっと常勤していただけるよう病院はなお一層努力をしていただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 全くおっしゃるとおりであります。特に頭数ではなくてずっと3月、4月という難しい年度もあるようで、ぐっとこう必ずそこで人数が固定されているということが重要かと思います。できる限り、できれば年内に次の年度の初めも同じ体制でいけるような体制を見込めるような努力をしつつ、おっしゃりますように収入の確保につながるような対応をできればなと思いますので、医師、それからスタッフの充実があつての収益ということは重々認識をして、これからも取り組んでいきたいと考えてございます。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。なければ、質疑を終わります。
これをもって、報告済みといたします。

●議長（佐藤議員） 日程第8、報告第60号 平成28年度厚岸町一般会計補正予算、議案第61号 平成28年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第62号 平成28年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第63号 平成28年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第64号 平成28年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、以上5件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
税財政課長。

●税財政課長（星川課長） ただいま上程いただきました、議案第60号 平成28年度厚岸町一般会計補正予算から議案第64号 平成28年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第60号、議案書の1ページであります。

平成28年度厚岸町一般会計補正予算（2回目）。

平成28年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,236万3,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ85億3,221万4,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページから 3 ページまで、第 1 表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では 8 款 9 項、3 ページ歳出では 9 款 22 項にわたってそれぞれ 1 億 4,236 万 3,000 円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。8 ページをお開き願います。

歳入であります。

14 款使用料及び手数料、1 項使用料、2 目民生使用料、2 節児童福祉使用料、320 万 6,000 円の増、真竜保育所の保育児童数の増によるものであります。4 目農林水産業使用料、3 節水産業使用料、27 万 3,000 円の増、厚岸漁港若竹第 2 埠頭における冷蔵保管施設の建設に係る仮設事務所及び建設資材置き場などとして所有地使用に伴う専用料の計上であります。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、1 節総務管理費補助金、150 万円の増、歳出計上の総合行政情報システム整備事業、番号制度システム整備に対する補助金の計上であります。6 目土木費国庫補助金、7,171 万 7,000 円の減、1 節道路橋梁費補助金、社会資本整備総合交付金、道路新設改良、7,827 万 5,000 円の減、道路事業分に対する配分額内示による減額補正であります。5 節住宅費補助金、社会資本整備総合交付金、住宅管理、695 万 8,000 円の増、町営住宅整備に対する追加交付に伴う増額補正であります。6 節防衛施設周辺整備事業補助金、特定防衛施設周辺整備調整誘負金、道路共助維持、40 万円の減、交付金の充当事業費確定に伴う減額補正であります。なお、交付金の最終的な充当配分については今後において補正対応をいたします。

16 款道支出金、2 項道補助金、2 目民生費道補助金、1 節社会福祉費補助金、73 万 1,000 円の増、歳出計上の青年貢献制度実施に伴う補助金の計上であります。4 目農林水産業費道補助金、8,823 万 3,000 円の増、1 節農業費補助金、653 万 8,000 円の増、歳出計上のトライバツ浄水場整備事業及び別寒辺牛浄水場整備事業について地域づくり総合交付金の事業採択を受けての補正計上であります。2 節農業費交付金、12 万 6,000 円の減、中山間地域等直接支払推進交付金について、交付額決定に伴う減額補正であります。5 節水産業費補助金 8,182 万 1,000 円の増、環境生態系保全活動支援事業補助金 25 万円、事業採択を受けての新規計上であります。水産業振興構造改善事業補助金に事業を合わせて 8,157 万 1,000 円の補正計上は平成 27 年度補正予算に計上し、平成 28 年度へ繰越事業として厚岸漁業協同組合が事業主体となり実施する事業に対する補助金の追加交付決定を受けての補正計上であります。5 目商工費道補助金、1 節商工費補助金 134 万 6,000 円の増、消費者行政推進事業補助金、新規計上、歳出の消費者行政推進に充当する補助金であります。

17 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、1 節土地建物貸付収入、74 万 5,000 円の増、厚岸漁港の若竹第 2 埠頭の町有地に建設中のカキ人口種苗生産施設及び冷蔵保管施設に係る厚岸漁業協同組合の対地料で平成 28 年 8 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの分の計上であります。2 項財産売却収入、1 目不動産売却収入、1 節土地売却収入、1,000 円の増、国道 44 号別寒辺牛街道工事の施工に伴う所有地の売り払い代であります。

18 款 1 項寄附金、1 目 1 節一般寄附金、5,005 万円の増、一般寄附金の 5 万円は大地未来信用金庫厚岸支店、松葉町支店の白鳥会様からの寄附金、ふるさと納税分はこれまでのふるさと納税制度による寄附金を勘案しての補正計上で当初予算計上分を合わせて寄附金総額 6,000 万円を見込む予算計上であります。

20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金、6,790万7,000円円の増、補正財源調整のための計上であります。

21款諸収入、6項3目3節雑入、398万8,000円の増、主にいきいきふるさと推進事業助成金企画100万円は友好都市提携25周年記念事業に対する助成決定通知を受けての計上、漁業振興対策費178万円は北海道水産多面的機能発揮対策協議会の補助事業採択による新規計上で、その他説明欄記載のとおりであります。

次ページ、22款1項町債、4目農林水産業債、2節林業債110万円の減、事業費増に伴う充当事業債の増であります。6目土木債、2節道路共助債、770万円の増、床潭末広間道路及び湾月町通整備事業債の減は、社会資本整備総合交付金の減額交付決定を受けてそれぞれの事業費が減少となったことによる充当事業債の減で、苫多道路整備事業債の増分は社会資本整備総合交付金の交付決定の減額に伴う充当事業債の振替増となったものであります。10目1節臨時財政対策債1,270万円減、発行可能額確定に伴う減額であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

12ページをお開き願います。

歳出であります。

1款1項1目議会費、137万8,000円の増、主に総務産業常任委員会道内視察研修及び厚生文教常任委員会道外視察研修に係る経費の計上であります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費5,369万6,000円の増、庁舎町民広場50万円の増、主に事務用椅子の更新による備品購入費の計上であります。ふるさと支援推進3,319万6,000円の増、次ページにわたり、ふるさと納税による寄附金収入見込み額を勘案しての返礼品及びふるさと納税支援サービス委託料等の増額補正であります。

ふるさと納税基金2,000万円、新規計上、ふるさと納税による当町への寄附金を適正に管理・運用することを目的に設置する厚岸町ふるさと納税基金への積立金の補正計上で、当該基金につきましては議案第72号の提案説明において詳細をご説明いたします。

2目簡易郵便局費、1万4,000円の増、普通助費の計上であります。4目情報化推進費、441万3,000円の増、総合行政情報システム運営32万3,000円の増、主に財務会計システムを再リースするとしての借り上げ料の計上であります。厚岸情報ネットワークは財源内訳補正、厚岸情報ネットワーク整備事業106万6,000円の増、住宅の新築に伴うIP告知端末等の新規設置工事費の増額補正であります。総合行政総合システム整備事業108万円の増、番号制度の導入に伴う源泉徴収表の作成システム改修費の計上であります。総合行政情報システム整備事業、番号制度システム整備194万4,000円の増、次ページにわたり、主に番号制度の導入に伴う住民基本台帳システム等のシステム回収経費の計上であります。5目交通安全防犯費、35万1,000円の増、交通安全指導員の街頭指導等の参加者増による報酬及び費用弁償の増額計上であります。

7目文書広報費、3万5,000の増、普通助費の計上であります。10目企画費95万4,000円の増、企画一般、主に印刷製本費及び通信運搬費の増は町民満足度調査の実施に伴う必要経費の計上、地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生選考型返還金61万9,000円は当該交付金の充当事業について事業費の確定に伴い、既に収入済みであった当該交付金を精査により返還するものであります。国際地域交流は財源内訳補正であり

ます。11目財産管理費58万8,000円の増、修繕料21万1,000円の増は主に東日本大震災被災した対応住宅の給水管漏水修理等に係る修理費、委託料37万7,000円は厚岸漁港若竹第2埠頭の町有地貸付に伴う不動産鑑定評価としての委託料の計上であります。12目車輛管理費90万4,000円の減、次ページ、公用車管理、48万8,000円の増は公用車の冬用スタッドレスタイヤ購入に伴う増額補正、公用車整備事業139万2,000円の減は事業費確定に伴う減額補正であります。

2項町税費、1目不可納税費250万円の増、先の議員協議会等においてご説明した町税の還付金及び加算金に係る増額補正であります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費81万8,000円の増、多機能共生型地域交流センター10万8,000円の増はコアぱんときらくの施設修繕料の増額補正であります。保健福祉総合センター健康広場、71万円の増は施設修繕料として36万4,000円の増、備品購入費は各種イベント時のポスター等作成する大型のカラープリンター1台を更新するとして34万6,000円の計上であります。

2目心身障害者福祉費965万7,000円の増、平成27年度に交付された障害者自立支援給付費国庫負担金等の清算に伴う返還金として960万7,000円の計上、障害者児ふれあいフェスティバルについては、次ページにわたり5万円の増で補助金の増額であります。4目老人福祉費170万7,000円の増、福祉バス運行20万1,000円の増は車輛修繕料の計上であります。青年貢献推進127万6,000円、新規計上、当町における青年貢献制度について厚岸町社会福祉協議会において事業を実施するための委託料として新規計上であります。特別養護老人ホーム心和園、備品整備事業は備品購入費として23万円の増で、この事業の執行による備品整備については、議案68号として関連議案を提出しております。7目時事振興費2万2,000円の増、主に職員旅費の計上であります。8目社会福祉施設費39万1,000円の増、集会所41万9,000円の増は主に集会所の修繕料の増額計上、若松地区集会所整備事業。

次ページ、片無去地区集会所整備事業は事業費確定による減額補正であります。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費109万3,000円の増、昨年度度執行した児童手当、子どものための教育・保育給付費、子ども子育て支援交付金、それぞれの給付にかかる事業費が確定し、既に収入済みであった補助金を精算により返還するものであります。4目児童福祉施設費150万7,000円の増、真竜保育所412万5,000円の増は主に障害のある児童の入所による臨時保育士の賃金ほかの増額計上、宮園保育所271万4,000円の減は当初障害のある児童の入所予定しておりましたが、真竜保育所への入所となったことから当該臨時職員の賃金等を減額するものであります。次ページ、厚岸保育所9万6,000円の増は施設修繕料であります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目健康づくり費77万1,000円の増、健康づくり一般7万7,000円の増は健康増進機器の修繕料、母子保健8万1,000円の増は産後ケア教室の講師招聘助費の増、予防接種56万1,000円の増は今年度から新たに定期予防接種に加えられたB型肝炎ワクチン予防接種委託料の新規計上であります。特定健康診査等5万2,000円の増は栄養計算ソフト使用料として新規計上であります。3目墓地火葬場費、40万7,000円の増、斎場の修繕料であります。2項環境制作費、4目ごみ処理費、1万1,000円の増、計量器定期検査手数料の増であります。5目し尿処理費、次ページにわたり、万8,000円の増、ミックス事業によるし尿処理について先進地視察研修に係る旅費ほかの計上であ

ります。

5 款農林水産業費、1 項農業費、2 目農業振興費12万6,000円減、中山間地域等直接支払推進事業交付金の減額交付決定に伴う事業費の減であります。3 目畜産業費、7 万4,000 円の増、職員旅費の計上であります。7 目農業施設費 6 万円の増、尾幌酪農ふれあい広場及び上尾幌ふれあい体験農園の各施設修繕料等の計上であります。8 目農業水道費、1,307万7,000円の増、トライベツ浄水場整備事業520万4,000円、新規計上、排水ポンプ 3 台の更新事業、別寒辺牛浄水場整備事業787万3,000円、新規計上、ろ過地電動弁 6 台、排水流動計 1 台の更新事業でいずれも地域づくり総合交付金の事業採択を受けての新規計上であります。

次ページ、2 項林業費、1 目林業総務費、補正額ゼロ、普通助費から特別助費への振替計上であります。2 目林業振興費110万円の増、道営林道サンヌシ線整備について委託促場の延長増に伴う事業費の増であります。4 目林業施設費 9 万4,000円減、主に森林センターに勤務する職員について、その雇用形態を非常勤職員から臨時職員雇用へと変更することによる補正計上であります。

3 目水産業費、1 目水産業総務費11万7,000円減増、主に厚岸港まつり協賛会宝船修繕分の補助金の減であります。2 目水産振興費8,243万4,000円の増、次ページにわたりますが、環境生態系保全活動支援事業25万1,000円新規計上、当該補助金の交付決定による事務費の計上であります。水産多面的機能発揮対策支援事業267万円新規計上、厚岸漁業協同組合が実施する昆布漁場、岩盤清掃、肉食性巻貝駆除及びヒトデ駆除事業について北海道水産多面的機能発揮対策協議会の事業採択を受けての予算計上で、この事業採択により当初予算計上の昆布漁場改良事業及び肉食性巻貝駆除事業を減額補正するものであります。貯蔵・冷蔵保管施設整備事業6,241万3,000円及び冷蔵保管施設整備事業1,915万8,000円、新規計上はいずれも厚岸漁業協同組合において厚岸漁港内に建設している当該施設の建設費に対して北海道からの増額補助交付の内示を受けての補正計上であります。3 目漁業管理費、6 万4,000円の増、厚岸漁港休憩施設給水設備のほか修繕料としての計上であります。5 目養殖事業費90万8,000円の増、水産養殖試験研究で、次ページまでわたりますが、浅海域におけるカキ親貝、中段の管理・育成に関する調査・研究予算の計上であります。なお、この経費につきましては北海道市町村のいきいきふるさと推進事業助成金を申請中で、交付決定を踏まえて、今後、補正対応をいたします。

6 款 1 項商工費、1 目商工総務費329万6,000円の増、商工一般、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金、地域消費喚起生活支援型返還金、194万7,000円は当該交付金の充当事業について事業費の確定に伴う既に収入済みであった当該交付金を精算により返還するものであります。消費者行政推進134万9,000円新規計上、道補助金の交付決定により消費者行政推進予算の計上であります。消費生活に関する講演会の講師派遣委託料や学校給食センターに設置している放射性物質検査機器の保守点検委託料などの計上であります。4 目観光振興費64万2,000円の増、観光宣伝厚岸観光パンフレットの印刷費の増額補正であやめ保護育成は財源内訳補正であります。5 目観光施設費、138万9,000円の増、子野日公園、159万8,000円の増は次ページまでわたりますが、主に子野日公園の造成駐車場を町建設課の職員により整備にかかる経費を補正計上するものであります。その他については事業費補正に伴う補正増減であります。

7 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費 3 万 3,000 円の増、主に優良施工業者表彰に伴う記念品の計上であります。2 目道路車両管理費 88 万 5,000 円の増、次ページまでわたりますが主にダンプトラックの冬用タイヤの購入費であります。4 目地籍調査費 14 万 4,000 円の増、職員旅費の計上であります。

2 項道路共助費、1 目道路共助維持費 307 万 8,000 円の増、道路共助管理、384 万 8,000 円の増は主に町道補修用原材料費、原材料ほかの増額補正で、建設機械等整備事業 77 万円の減は事業費確定による減であります。2 目道路新設改良費、7,024 万 3,000 円の減、次ページまでわたりますが、床潭末広間道路整備事業及び湾月町通整備事業は社会基本整備総合交付金の減額交付決定を受けて事業費を減額補正するもので、苫多道路整備事業は財源内訳補正であります。事業費支弁人件費については、床潭末広道路間道路整備事業に計上していた人件費を調整の上、振替計上するものであります。

3 項河川費、1 目河川総務費、20 万 2,000 円の増、河川管理 8 万 5,000 円の増は、河川護岸補修に伴う資材購入費と購入費の計上、別寒辺牛水系治水砂防施設整備事業 27 国債、次ページにわたり、補正額の増減はありませんが新たに矢臼別演習場土砂生産減対策基本計画策定委託料として 542 万 6,000 円を計上するほか、事業費確定等に伴う補正増減であります。奔渡川改修事業 11 万 7,000 円の増は職員旅費ほかの増額補正であります。

4 項都市計画費、1 目都市計画総務費、10 万 1,000 円の増、都市計画審議会 15 万 7,000 円の増は厚岸町都市計画マスタープランの審議に伴う審議会開催回数増による必要経費の増額補正であります。花のある町づくりについては、事業費確定による減額補正であります。

5 項公園費、1 目公園管理費 13 万 5,000 円の減、次ページまでわたりますが、事業費確定による減額補正であります。

6 項住宅費、2 目住宅管理費 2,004 万 3,000 円の増、町営住宅 599 万 6,000 円の増は主に宮園団地エレベータ作動油取りかえとして 139 万 5,000 円、梅香団地物置雨漏り修理として 116 万 3,000 円のほか、町営住宅の修繕料として合計で 532 万 7,000 円を増額補正するほか事業執行にかかる補正増減であります。町営住宅奔渡団地整備事業 1,391 万 7,000 円の増はぼんと団地の屋上防水工事を地質するとしての増額補正で、その財源として社会資本整備総合交付金の追加交付を受けて実施するものであります。なお、当該事業について 3 か年実施計画において平成 29 年度施行予定を前倒しし、実施するものであります。

9 款教育費、1 項教育総務費、6 目スクールバス管理費 101 万 2,000 円の増、スクールバス用冬タイヤの購入費及び床潭線スクールバス待合所用ハウスの購入費計上であります。

次ページ、2 項小学校費、2 目学校管理費、90 万 8,000 円の増、ことし 8 月の台風 7 号によって被災した旧厚静小学校の校舎及び体育館の災害復旧修繕料の計上であります。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費 118 万 4,000 円の増、真龍中学校吹奏楽部及び厚岸吹奏楽団の北海道吹奏楽コンクールの参加による文化振興助成金の計上であります。

6 目情報館運営費 111 万 8,000 円の増、主に図書館バス車庫のオーバースライダー取りか換え修理として 60 万 7,000 円、児童防犯通報装置取りか換え修理として 42 万 1,000 円のほか施設修繕料、合計 124 万 2,000 円の増額補正であります。

6 項保健体育費、2 目社会体育費 187 万 9,000 円の増、ことし 8 月の台風 7 号によって

被災した勤労者体育センターのアリーナ窓枠剥離にかかる災害復旧修繕として123万1,000円、海洋センター艇庫のシャッター破損にかかる災害普及修繕として64万8,000円の補正計上であります。

12款1項1目給与費、補正額ゼロ、財源内訳補正であります。

以上で歳出の説明を終わります。

1ページへお戻り願います。

第2条地方債の補正であります。

地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

4ページをお開きください。

第2表地方債補正、変更であります。

辺地対策事業1,770万円の増、過疎対策事業890万円の減、臨時財政対策債1,270万円の減、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

5ページをごらんください。

地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄、平成27年度末現在高100億6,415万9,000円、平成28年度中、起債見込み額4億3,870万円、平成28年度中、元金償還見込み額9億3,760万1,000円、補正後の平成28年度末現在高見込み額は95億6,525万8,000円となるものであります。

以上で、議案第60号の説明を終わります。

●議長（佐藤議員） 昼食のため休憩をいたします。

再開は、午後1時からといたします。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

●議長（佐藤議員） 本会議を再開いたします。

税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 次に、議案第61号であります。

議案書の1ページであります。

平成28年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（2回目）。

平成28年度厚岸町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ924万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億5,628万1,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では3款3項、3ページ歳出では4款4項にわたってそれぞれ924万円の増額補正であります。事項別によりご説明いたします。6ページをお開き願います。

歳入であります。

4款国庫支出金、2項国庫補助金、1目1節財政調整交付金522万1,000円の増、交付見込み分の計上であります。

5款1項1目療養給付費等交付金、2節過年度分392万6,000円の増、前年度分の生産交付であります。

7款道支出金、2項道補助金、2目1節財政調整交付金9万3,000円の増、交付見込み分の計上であります。

以上で歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、9万3,000円の増、国民健康保険一般、職員旅費の増であります。

2款保険給付、1項療養諸費、1目一般被保険者剰余寄附費、補正額ゼロ、財源内訳補正であります。

4款1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金3万9,000円、納付金確定による増であります。

9款諸支出金、1項償還金及び還付金、3目償還金910万8,000円の増、前年度交付の療養給付費等国庫負担金などの清算返還金であります。

以上で、議案第61号の説明を終わります。

続きまして、議案第62号であります。

議案書の1ページであります。

平成28年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算（1回目）。

平成28年度厚岸町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ986万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,004万5,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正であります。

歳入では2款2項、3ページ歳出では1款1項にわたってそれぞれ986万6,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。6ページをお開き願います。歳入であります。

4款道支出金、1項道補助金、1目水道費道補助金、1節水道事業費補助金493万3,000円、新規計上、歳出計上の事業について地域づくり総合交付金の事業採択を受けての補正計上であります。

6款1項1目繰越金、1節前年度繰越金493万3,000円、新規計上、補正財源調整のための計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。歳出であります。

2 款水道費、1 項 1 目水道事業費986万6,000円の増、2 事務事業について新規計上であります。太田浄水場整備事業は老朽化した薬品注入設備を更新するとして186万6,000円の計上、片無去浄水場設備事業は老朽化した非常用発電設備を更新するとして800万円の計上であります。

以上で、議案第62号の説明を終わります。

続きまして、議案第63号であります。議案書の1 ページであります。

平成28年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（1 回目）。

平成28年度厚岸町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1 条第1 項歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,693万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,170万5,000円とする。

第2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補整後の歳入歳出予算の金額は「第1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開き願います。

第1 表 歳入歳出予算補正であります。

歳入では2 款2 項、3 ページ歳出では2 款2 項にわたってそれぞれ2,693万円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。6 ページをお開き願います。歳入であります。

5 款1項支払基金交付金、1 目 1 節介護給付費交付金244万8,000円の増、前年度の生産に伴う追加交付であります。

9 款1 項 1 目繰越金、1 節前年度繰越金2,448万2,000円の増、平成27年度決算による繰越金の計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページをお開き願います。歳出であります。

5 款1 項 1 目介護給付費準備基金費2,195万9,000円の増、平成27年度実質収支額のうち、返還金を除く金額及び過年度介護給付費負担金として生産交付分を合わせて基金へ積み立てるものであります。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、2 目償還金497万1,000円の増、前年度の介護給付費国庫負担金等の清算返還金であります。

以上で、議案第63号の説明を終わります。

続きまして、議案第64号であります。議案書1 ページであります。

平成28年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算（1 回目）。

平成28年度厚岸町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1 条第1 項歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ58万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1 億2,579万1,000円とする。

第2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補整後の歳入歳出予算の金額は「第1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正であります。

歳入では1款1項、3ページ歳出では1款1項にわたってそれぞれ58万1,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。6ページをお開き願います。歳入であります。

4款1項1目繰越金、1節前年度繰越金58万1,000円、新規計上。平成27年度決算による繰越金の計上であります。

以上で歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。歳出であります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金58万1,000円の増、平成27年度決算における出納整理期間の4月と5月の保険料収入分を本年度の後期高齢者医療広域連合へ納付する負担金の補正計上であります。

以上をもちまして、議案第60号平成28年度厚岸町一般会計補正予算から議案第64号平成28年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（佐藤議員） 本5件の審議方法についてお諮りいたします。

本5件の審議については、議長を除く12人の委員をもって構成する平成28年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本5件の審査については、議長を除く12人の委員をもって構成する平成28年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

本会議を休憩します。

午後1時09分休憩

午後1時17分再開

●議長（佐藤議員） 本会議を再開いたします。

日程第9、これより一般質問を行います。

質問は、通告順によって行っていただきます。

なお、厚岸町議会会議規則第61条第5項の規定により、一般質問の時間は答弁含め60分以内となっております。5分前にはベルを鳴らし合図をいたします。

初めに、8番、南谷議員の一般質問を行います。

8番、南谷議員。

●南谷議員 第3回定例会の開催に当たりまして、通告に基づき一般質問を行います。

はじめに、本町の道路管理について質問いたします。

今年は台風が多発、本町においても豪雨、暴風、高波、そして多量の雨水流入によるカキの死滅など本町の町民の多くの皆さんが多くの被害を受けられております。被災されましたみなさまへ心からお見舞いを申し上げます

最近の豪雨や暴風は半端ではありません。私が危惧をするのは道路脇の電線等に樹木の枝が接触しているところが多数存在していることでございます。多くの町民からも不安視する声があります。特に床潭地区の道道の電線はひどいです。台風の異常多発と異常低気圧による強風で電柱の倒壊や電線等の切断により、停電や交通事故の要因となります。適切な枝払いが、私は不可欠と考えますがいかがでしょうか。

次に、道路淵の除草作業であります。ことしは雨天の日が続き、草の伸びが早く除草作業がおくれていると感じます。国道44号線と道道の道路淵の草が歩道へかぶさっておったり、草丈が伸び走行時見通しが悪い状況にございます。これもまた、町民の多くの皆さんから不安の声があります。せっかく刈るのであれば、露の葉が枯れるころではなくて、もっと早く除草作業をするべきではないのか。除草作業は実態にあわせ除草作業をするべきと考えます。かつては、年2回刈り込み作業をしておったのが1度になったと伺っております。改善すべきではないでしょうか。

次に、植栽管理についてでございます。湾月から第2埠頭への取り付け漁港道路と若竹から第1埠頭への取り付け漁港道路、中央分離帯の松の植栽管理です。湾月のほうはばっさり枝から刈り込まれて枯れている。また、若竹のほうは松の枝が伸び、車道へはみ出しています。この管理の所管はどこなのでしょう。

2点目でございます。保育所運営について質問を行います。私は町の活性化の要因のひとつに、そこに住む人が安心して生活できる、また、安心して働き子育てできる環境づくりにあると考えおり、保育所運営は重要課題ととらえております。厚岸町未来総合戦略で保育所運営の充実を掲げ、働く世帯の利便性や保育サービスの充実を図ることを目指し、具体的な取り組みとして、ア、保育時間延長の検討、イ、土曜日の保育時間延長検討、ウ、安全な保育環境の整備、以上3点を掲げていますが、その現状と取り組み状況は、また、その方向性がどうなっておるのかお尋ねをいたします。

さらには、取り進めは保護者の意向を十分尊重すべきと考えますし、そのうえで昆布時期の早朝対応と土曜日の保育時間延長は保護者の勤務状況や仕事の実態に合わせ、ぜひ実現すべきと考えますがいかがでしょうか。

時間延長による職員の体制はどうなるのかお尋ねをさせていただき、1回目の質問といたします。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 8番、南谷議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の本町の道路管理についてのうち、はじめに道路脇の電線等に樹木の枝が接触しているところが多数存在していることに関する適切な枝払いについてであります。電線を管理している電力会社や電話会社では、各社独自で定期的に道路パトロールを実

施し、保全・予防という観点から状況に応じ、枝切り作業及び防護管の取り付けなどの補強対策を行っております。特に、道路敷地内の電柱は道路管理者から道路専用許可がなされており、道路専用許可を受けた会社が適切な管理を行わなければなりません、樹木が成長し毎年状況も変化してまいります。町としても、道路パトロールでの状況や町民からの電線に関する情報については、直ちに電力会社等に連絡し、町民の日常生活と防災上の不安払拭への対策を講じていただくようお願いしてまいりたいと思います。

次に、国道と道道の除草作業について、もっと早く実態にあわせた除草作業が必要であり改善すべきではないか、についてであります。国道及び道道は草丈が伸び施設物の機能が阻害されている場合、または交差点、カーブ等の見通しが悪くなっている場合など、走行安全性の確保に加え、地域の実情を考慮し計画的に草刈りを実施しております。ともに年に1回を基本に実施しているとのことですが、道路パトロールなどで状況を確認し、草の伸びぐあいによって部分的に複数回の草刈りを実施されており、その時期は国道では6月下旬から7月上旬、道道では7月上旬から8月下旬までを目安としているとのことであります。

また、町民などからの情報については適切に対応できる体制となっているとのことであり、町としてもことしのように草の伸びが早い時期もありますので、各道路管理者が改めて道路状況に応じた環境整備と交通の安全確保に努めていただくよう要請してまいります。

次に、湾月から第2埠頭への取り付け漁港道路と若竹から第1埠頭への取り付け漁港道路中央分離帯の松の植栽管理についての所管はどこかについてであります。第3種厚岸漁港は国の直轄事業で整備され、完成後は北海道が委託を受けて管理を行っております。

しかし、漁港道路中央分離帯の松については、厚岸町会期190年記念事業にあわせ周辺住民の皆さんが漁港道路中央分離帯部分を緑化しようと第3種厚岸漁港道路植樹期成会を組織し、国や北海道の了承を得て植栽されたものであります。このため、植栽の管理は期成会が行うことになっておりましたが、期成会では十分な管理ができなくなったことから町が漁港施設の軽微な維持管理として剪定作業を行っているところであります。

植栽後、27年が経過していることから太く成長した枝が四方八方へ広がり、視界を確保するために車道にはみだしている部分を剪定しようとするとう枝葉ごと落とさなければならず、結果として枯れてしまうものがあるのが現状であります。

いずれの場所も、期成会の皆さんが漁港の環境美化を図ろうと植栽したものでありますので、通行の安全確保を図りつつ枯れないよう十分に注意を払いながら、町が管理してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

続いて2点目の、保育所運営についてのうち、はじめに保育時間の延長検討、土曜日の保育時間延長検討、安全な保育環境の整備に係わる現状と、取り組み状況、その方向性についてであります。まず、現状を申し上げますと認可保育所の平日の保育時間については、通常保育が午前8時半から午後5時までの8時間30分、延長保育が朝が午前7時45分から8時30分までの45分間、帰りが午後5時から5時45分までの45分間で最大10時間となっております。

次に、土曜日の保育時間については通常保育が午前8時30分から正午までの3時間30

分、延長保育が朝が平日と同様の午前7時45分から8時30分までの45分間、帰りが正午から午後0時20分までの20分間で、合計4時間35分となっております。

次に、安全な保育環境の整備については、宮園保育所と厚岸保育所が耐震診断の結果、正面に向かって横方向の耐震性が低いことが判明したことから、この2つの保育所よりも5年以上古い真竜保育所も同じく耐震性が低いものと推定されるため、全ての認可保育所で対策が求められております。

この3点については、働く世帯の利便性や保育サービスの充実、そして何よりも安全な保育環境の整備を図る観点から、重要な課題として厚岸町未来創生総合戦略に掲げているものであります。

具体的な取り組み状況とその方向性についてであります。この3点の取り組みには保護者の意向の把握と理解が大変重要となります。まずは、昨年末に認可保育所ごとに役員との懇談を行い、当町の人口ビジョンの内容と全ての認可保育所の耐震性が低いことについて説明を行ったうえで、合併も含めた今後の認可保育所のあり方、建設をするとした場合の設置場所、保育時間の延長、土曜日保育の延長等についてご意見をいただいております。また、あわせて昨年からの同様の内容について保育現場との内部協議も重ねており、先月には最近建設された釧路町の保育所を視察して、施設整備の具体的な取り組み内容を調査したところであり、現在、3か年実施計画登載に向けて、内部協議を進めているところであります。

次に、取り進めは保護者の意向を十分尊重すべきであり、そのうえで昆布時期の早朝対応と土曜日の保育時間延長は保護者の勤務や仕事の実態にあわせ実現すべきと考えるかどうか、についてであります。保護者からの意見聴取については昨年末に各認可保育所の役員を対象に行いましたが、その中では町から国が示している保育標準時間が土曜日も含めて11時間となっていることに対し、当町の保育時間が最大10時間であることを含めた説明を行ったうえ、保育時間の延長についてご意見をいただいております。

また、今月下旬には認可保育所ごとに役員以外の保護者のご意見をいただくため、全保護者を対象にした懇談会を開催することにしております。なお、参加者の状況については、保護者アンケートの実施も考えているところであります。

次に、時間延長による職員の体制はどうなのか、についてであります。平日の保育時間を延長するとした場合、大幅な延長でなければ職員の勤務時間の変更等によって体制に大きな支障はないものと考えますが、臨時職員に関する費用が増えるものと考えております。また、土曜日を平日と同じ保育時間とした場合は給食を提供する必要があるため、保育士のほか調理員もふやす必要があると考えますが、いずれにしても今後の保育所の整備の方向と時間延長の時間数を踏まえ、判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 まず、1点目のほうからお尋ねをさせていただきます。最初の質問でございますが、今答弁をいただいたのですけれども、連絡をいただければ早速やっていただけるといふ心強い答弁をいただいたのですけれども、町の中にはまだまだ太田、上尾幌の

道路など、それから床潭道路、山のほうに入っている道路もあります。やはり、1カ所途中が切れるとその電線より先は完全な停電になってしまうと思うのですよ。危惧されます。町の方々も、その道路を通るたびに柳の葉が揺れると、真っ赤になっているところもあるのですよね。実際には。その間に、高圧の電線はかなり高いのですけれども、本町の電線はそれからかなり下層部にN T Tの線や光回線などがめぐらせております。

当初、課長いわく柳の葉が接触するくらいでは十分耐えられるような対応はしていると、ですから大丈夫なのですとは言っているものの、実際には最近の強風、これに私は耐えられるのかどうか。やはり、ある程度計画的に道路の脇の枝払いというのは必要ではないのかな、そういう時代に入ってしまったのではないのかなと思いますが、しっかりとそれぞれの団体に申し入れをするもの、それから町の自営の作業部で処理できるもの、道路淵のものそこにも柳は生えていると思うのですよ。そういうものも今までとまたひとつ足を踏み込んで対応していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） このたびのご質問について、私どものほうから電力会社と電話会社のほうにお話をさせていただきました。それによりますと、やはり当然管理者としてエリアを決めてきめ細かな点検作業、あるいは抜き取り作業、そういったことをやっております。ただ、今議員おっしゃるとおり、厚岸町非常に幅広く地域性によって木の種類、枝の幹の太さも違うという状況があるという事実から、やはり町民からのお知らせについてはありがたいと言っております。そういった中で、きちんと点検はしているものの、そういった情報も大切にしていきながら、安全な電線管理をしてまいりたいとおっしゃっておりますので、町としても積極的に連携を図りながら安全管理をお願いしてまいりたいと思います。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 次に、道路淵の除草作業についてお尋ねをさせていただきます。私の知る範囲では、例えば床潭道路、町道は早かったのです、除草作業が。ところが、道道、20日以上差があったのです。ですから、床潭の人は末広に行く途中はきれいに刈ってあるのだけれども、本町奔渡に出てくる道路は一向に刈ってくれない。それで、建設課のほうに僕も申し入れをしました。

ところが、1回、2回くらい言っているのです。実際にあの道道を除草作業したのは8月12日ですよ。お盆の前の日ですよ。さっき、町長の答弁では7月下旬から8月にかけてって言っているのだけれども、やはり、昆布の最盛期、お盆で里帰りする人、1メートル以上草が伸びている。床潭の人に言われました、私は。落の葉っぱが1メートルもあるんですよ。子鹿が出てくるのが見えないんだ。落っていうのは漢字なのだけれども、道路の路の上に草って書くんですよ。だから、落は道路にあって当たり前、そんなことではないと思うんですよ。しっかり、落の葉っぱが枯れる前に今年のように雨の多い日は、除草作業を道のほうもそれぞれのほうできちんと建設課としても上部団体に

申し入れをしてやっていただきたい。

それから、国道についても通って毎日見ているはずですよ。ですから、いつもと同じだから余り変わらないんだというものの鹿柵はできたけど、ちょうど7月上旬6月末になると落の葉っぱはでっかくなるし、子鹿はちょろちょろし出すんです。柵があるから鹿が来ない、そうではないです。時々出ますよ。逆に危ないんです。ですから、やっぱり見通しのいいように落の葉っぱの下から来るような鹿がはねられないような対応というのは私は必要ではないのかな。やはり、申し入れすれば、先ほどの答弁では1回ではなくで状況に応じてやっていただけると、そういう答弁でありました。やはり、しっかりと連携をとって、住民の皆さんが交通事故などに遭わないような体制づくりというのを私はしていったっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 幸いに、このたびのご質問の中では町道に対するご指摘はなかったのですが、町道であったとしてもやはりそういった落の影響で交通安全上どうなのと、これが全くないという状況ではないのかなと思っております。

そういった中で、この道道、国道に対する苦情も私どものほうに入ってきているのが事実でありまして、その旨は道路管理者のほうにもお伝えしているのですが、そこまで私ども対応させているんですが、その後の確認というものを実はしていなかったのかなと思います。そういった意味では、町民の情報を大切にして、きちっとやっていただけるような、きちっと声を届けられるように私どもも努めてまいりたい。今まで以上の管理について、必要ではないのかという観点でまたご相談を逐次させていただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 道路管理3点目でございます。初めて分かったんです。第3種漁港の中で期成会の皆さんがこの記念事業でやられた。そうすると、町で管理していただけるということで心強く思っておりますし、それぞれ作業がたくさん、今までも刈り込みはしている、町の自衛でやっていると私も認識しております。ですけど、私は当初その漁港管理者、釧路振興局なんかが責任を持ってやるのかなと、そういう捉え方もしておったものですから、そうではなくてそういう背景も、作ったときの植栽のときの背景もあって、町として頑張っていただけたということがよく理解できましたし、これからもせっかく町民の皆さん、植えた松が死んでしまうような管理ではなくて、むしろきちんと適宜にその、あれは松はですね、ある程度早めに刈ってやると上には伸びないで横にちゃんと出るんだそうです。僕は詳しくは分からないけど。そういう管理をしてほしんだと。そこまできかないまでも、やはりきちんと町のほうでやっていただけたということで、これからもひとつ頑張っていただきたいなと思いますがいかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（湊谷課長） 今、ご質問者言われたとおり、地域の皆さんが期成会を設立して、あそこの植樹をしていただいたということでありますけれども、その後高齢等々によって十分な管理ができなくなったということで、町が今現状は実質的にはそのの植栽については管理を行っている実態でございます。

ただ、1回目の町長答弁にもありましたとおり、植栽からもう27年もたっているということで、枝、幹もかなり太くなっていると。それと、横にこう伸びているということで、横に伸びると車道にはみ出すということなものですから、それを剪定しようとするとしても太くなって、枝をも切り込まないと管理できないということで、結果として湾月から漁港道路に行く道路については、今年、建設課の協力もいただきながら、あそこの剪定作業を行ったわけでございますけれども、中には死んでしまう木も出てきてしまうということでございます。

ただ、できるだけそのようなことを招かないように都度チェックしながら適切な管理に努めていきたいと思っております。

- 議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

- 南谷議員 保育所の運営についてお伺いをさせていただきます。先ほどの答弁で、大きく分けて3つあるのですよね。保育時間の延長、土曜日の取り組み、それから安全な施設、むしろ施設対応ということでそれぞれ一緒になる部分もあって、連動する部分もあるのです。そういう答弁をしていただいたと思うのですけれども、その上でお尋ねをさせていただきたいのですが、厚岸町立保育所条例施行規則第11条の（1）で保育時間を定めております。アとして通常保育時間、午前8時30分から午後5時までとなっております。土曜日は午後0時00分まで。そして、イでは延長保育時間をうたっておりますが、これに対して国の動向、国は11時間を通常保育を11時間となっておりますよね。それから平成27年度には子ども子育て支援法が施行にあわせまして、保育時間の充実をうたっておりますよ。これらの関係について、簡単に、概略、国の動向と町のその差異というのですか。そういうものについて説明を求めます。

- 議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） 国の保育時間ということでございますけれども、以前につきましては、11時間保育ということにつきましては、以前から基本が11時間ということで示されておりました。それを超える部分についてはですね、延長保育という形でその延長保育を超える分、延長保育をやった分については負担金を徴収することができるというような形でもったわけですが。昨年、平成27年の4月から子ども子育て支援法ということでそれがスタートした中で、それらの部分についても整理がさらにされております。それで、その標準時間につきましては11時間ということは、基本的にその標準時間ということでその11時間が示されております。

それと、それを超える部分については延長保育という部分は同じことなのですから

も、それとは別に保育短時間という基準を設定をしております。この保育短時間というのは基本的に8時間を原則としまして、それを超える部分については延長保育というような対応をすることができます。ただ、その短時間とそれから標準時間との違いという部分は、その保護者の方の働く時間によってそこは設定をすることができる、設定をするようにということで、保育の標準時間11時間の部分につきましては、常勤で勤務をされる方を主に対象にするような形になりますし、その短時間という部分のほうにつきましては、その勤務する時間が少ない方を対象にするような形で設定をするように示されております。

厚岸町につきましては、今年の3月に保育料金の改正をさせていただきましたけれども、そのときに参考になっている基準というのは保育短時間を基準にして保育料を算定をさせていただいているという状況でございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 資料をいただいたのですよね。私は、少なくとも国は11時間保育をうたってますよ。早くから。最近だと私は思ったんです。それが標準なのですよ。でも、厚岸の実態は、町の実勢にあわせてやっていると思っています。

ただ、その8時半から5時まで、厚岸の業務のその仕事なり勤務状態からすると、この中で間に合うのかなという気はするんですけども、それより前と後ろは延長保育でお願いしてる。この朝の7時45分です。あと15分でも早ければ、その昆布で出漁のときでも7時45分より7時半まで、あと15分と言うけれどこの15分は大きいと思いますし、夕方の5時45分、あと15分で6時になりますよ。その前後の15分、冬期間、保護者の皆さんどう捉えるかわからないけれども、あと朝15分夜15分、私はですよ、伸ばしてやることでやっぱり子育てするその3時なり4時でもその保護者、おじいちゃん、おばあちゃんのいる家はいいかもしれないけど、ご夫婦で働いているとかそういう人達のこと考えると本町の若い人に働いていただけるチャンスを考えると、その延長時間を、例えば朝の分であれば夏場とか、そういうものを町として、保護者の希望は希望であると思うのですけれども、さっきから聞いてると検討します、検討しますではなくて私はやっぱり少なくともその11時間の通常保育が、これはなかなか難しいと思うのだけれども、延長の部分の15分15分はしっかり対応されてはどうかかと思いますがいかがですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 基本、8時半から5時までということでその基本の時間を設定をして、その延長分としてそれを超える分につきましては、朝の部分も、その8時半からの部分を7時45分と伸ばすに当たっても、何度かそれを少しずつ伸ばした対応をずっと長い経過の中でしてきております。後半の部分についても5時を5時半、5時半を5時45分というような形で伸ばしてきております。

昨年、保護者の中の役員会の方達とそれぞれ三つの認可保育所ごとにそういった意見をお伺いをしておりますけれども、やはりいろいろな意見があります。そういう中で当

然もっと長くしてほしいということもありますし、そんなに必要ないという方もいらっしゃると思いますし、そこはもう少し、今度今月中にはその全保護者の方に案内をしてそれぞれの保育所ごとに懇談をしたいと思っておりますので、そういった中でいろんなお話をよく聞いて、また検討させていただきたいと考えております。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 あの、私は全員その遅くまでいてもらえるような体制をつくれということを行っているのではないのですよ。少数かもしれないです。そういう人というのは。でも、やはり一人でも多く保育所に面倒みてもらえるような体制づくりというものがやっぱり、少ないからいいんだと、多くの保護者の皆さんが体制でいいですよ、そういうものではないと思うのですよね。やはり、少数かもしれないけど、例えば役場の皆さんだって何時までですか、仕事は、終わりは。やっぱり終わって、はい帰ります。そうはならないと思うのですよ。やっぱり、少し後始末をしてきちっと安心して預けていられるような体制作りというのは必要ではないのかなと。私は町としてしっかり取り組んでいくべきだと考えます。

それから、次に参ります。保育所の施設の状況でございます。真竜保育所、築43年経過、耐震性が低い。宮園保育所も築36年経過。これが横方向の揺れに倒壊する危険性有り。宮園保育所のほうの耐震性を調べたら厳しい状況にあると。これから、これらについても保護者の皆さんの意見を聞いて取り組んでいかれるということなのでございますが、少なくとも総合戦略で声を上げて半年たってますよ。今、これからやろうとすることは分かるんだけど、やはりその重要な私は政策だと思うんです。早いうちから、半年経ってるわけだから、どう取り組んでいくのかっていう町の姿勢っていうものを、方針というものをある程度持って進んでいかなければ、ただ皆さんの意見を聞いて調整しますよ、これでは困ると思うのですよね。積極的にこれらの問題について取り組んでいくべきだと思います。

それから、町の中ではもうこの話は既にしてますよ。真竜側の保育所は1カ所に統合すべきではないかと、こういう話も出ています。当然、耐震性に危険があるのであればどちらかも建て替えていかなければならない。じゃあ、厚岸の財政からいって1カ所に二つもつくれるのか。これらについても、保護者の皆さんの声を聞いてやりますよでは私はないと思うのですよね。町としてどう考えているのか、どうしていきたいのか、そのへんの方向について町長の所信を伺います。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私から、お答えをさせていただきます。

今、厚岸町におきましては、いろいろな行政課題がたくさんございます。ただいまの課題について、私は最も優先度の高い、私なりの施策であると考えておるところでございます。何といたしまして、かわいい子ども方が安全・安心な施設で保育できる、最も大事なことであります。私は、担当課に強く指示をいたし、姿勢といたしましては町の

考え方を、やはり保護者並びに現場で働く保育士の理解も必要であるという考えであります。そのために、第1回目の答弁をさせていただいたところでありますが、その作業を継続中でございます。まもなく、結論が出るだろうと。現課から上がってくるであろうと。そういう期待を持っておるわけであります。

耐震性のみならず、地震・津波このことも十分に考慮した適地でなければならない。そのようにも考えておるわけございまして、しかれば、宮園保育所、さらにはまた真竜保育所、それぞれを改築できるのかといいますと、現行の児童数から、保育士から、子ども方からいいますと、大変状況といたしましては財政的にも厳しいわけです。といいますのは、保育所の施設整備につきましては、単独の予算でなければならない。今いろいろな工夫を指示をいたしておるわけでございますが、返ってくる言葉は単独の予算しか建設費用がないというお話でもあります。

しかしながら、私といたしましては町財政厳しい中でなんとか北海道なり国の補助を受けられる方法がないものか。今その段階にきておるところでございます。どうかそう意味におきまして、私は最も優先度の高い施策として早急に講じなければならない課題であると、そういう認識を持っておりますのでご理解をいただきたいと存じます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 3点目の時間延長による職員の体制でございます。先ほどから伺っておるんですけど、私はしっかり職員の皆さん、補充も含めて臨時対応の職員の皆さん、嘱託の皆さん、その保育の皆さんが、嫌気をさすような時間帯、体制ではまずいと思うのですよね。何と言っても、その児童に接する直接携わる皆さんがその快くとはいかないまでも、十分な体制、その不満を持たないような職員の体制づくりというものもきちっとやって、そのうえで時間延長していただければ、そのしわ寄せが児童やその保護者の皆さんにかぶさるようではまずいと思うのですよ。やっぱり、その保育所に預かっていただけてよかったと、こう思えるような体制づくりにしていただきたいと思いますがいかがですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 保育士等の関係につきましても、現場の声も聞く必要がありますので、昨年からは現場のほうといろいろ協議をさせていただいております。といった中で、そのやはり時間延長するという部分になりますと、職員のシフトを変えて、さらに臨時職員も加えて、今も臨時職員も含めてサイクルを組んでやっておりますけれども、伸ばすとですね、またそれがさらにということになったときに職員の体制もそうなのですが、臨時職員の確保も非常に難しい状況があります。

それと、土曜日の延長となりますと、なおのこと給食の提供が必要になる、調理員も今のままでは足りませんので、そういう部分を保育所の三館体制を維持するのか、あるいは合併をするのかというようなことも含めて、それらとあわせて検討していかなければならないと考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 以上で、南谷議員の一般質問を終わります。

次に、6番、室崎議員の一般質問を行います。

6番、室崎議員。

●室崎議員 先に、通告いたしました一般質問通告書にしたがって質問申し上げます。

1番として、町民の足の確保についてであります。公共交通機関の減少、減便とか路線廃止とか稼働時間の縮小とか、そういうものが相次いでいる流れの中で町民には生活に不安の声が出ています。町ではこの事態に対応してどのような施策を講じていくのかお聞かせいただきたい。

2番目としては、今般の選挙制度の改変に伴う問題であります。今回の参議院選挙から18歳以上の人に選挙権が与えられました。これにより、町内の若者の政治に対する意識に変化が出ているのかどうか、お分かりいただければご説明いただきたい。

2番目として、町では初めて選挙に臨むという若い人に対してどのような施策を行ったのか。

3番目、町ではより一層の投票率を上げるため、今後どのような施策を行っているのか、いくのか、この辺についてご説明をいただきたい。

これをもって、第1回目の質問とさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 6番、室崎議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の町民の足の確保について、公共交通機関の減少の流れの中で、町民には生活に不安の声が出ている。町ではこの事態に対応してどのような施策を講じていくのか、についてであります。これまで町内の公共交通機関等については、鉄道、バス路線、ハイヤーのほか、町有車両の有効活用により、町民の足の確保を行ってきたところであります。しかしながら、鉄道については運営をしているJR北海道の経営問題や気動車の老朽化により、運行可能な車両が減少したため、根室線の釧路、根室間においても、本年3月から利用の少ない便が減便され、また、本年7月29日のJR北海道の記者会見では、JR北海道が単独で維持することが困難な線区について、利用の少ない駅の廃止、列車の見直し、運賃の値上げや新たな地元自治体への負担のほか、他の代替輸送サービスへの転換の検討など、線区の存続自体が危ぶまれるような内容も含まれており、特に沿線の住民や自治体に大きな不安を与えております。

また、町内事業者が行うハイヤーの運行については、本年8月から夜間の営業時間における運転手の確保ができないこと、夜間の営業時間は利益が上がらないとの理由から営業時間が午後8時までに短縮され、自家用車を持たない人の車両による夜間の移動手段がなくなったことや、飲食業への影響などが懸念されているところであります。

さらに、現在スクールバス等の所有車両の有効活用により、町民の足の確保を行っておりますが、近い将来において小中学生が皆無となる地域が発生するなど、現行の方法では町有車両の活用が難しくなる地域も予想されるところであります。

町内の公共交通等がこのような状況にある中、まずは現在の町民の重要な生活路線を確保するため、鉄道について今後の情報収集を的確に行うとともに、沿線自治体との連携、協力を密にしながら存続のための活動を推進してまいります。

また今後、町においては地域全体の公共交通のあり方について引き続き研究・検討を進めるとともに、関係機関、交通事業者、町民、町が一体となった地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会を新たに設置し、地域の公共交通のあり方に関する調査・検討、さらには計画の策定を行い、地域の状況に合った公共手段の選択など、今後の地域公共交通の体制作りを行ってまいりたいと考えております。

続いて、2回目の選挙制度改変について、初めに今回の参議院選挙から18歳以上の人に選挙権が与えられた。これにより町内若者の政治に対する意識に変化は出ているか、についてであります。まずは、お配りしている資料をごらん願います。ご質問者の求めに応じて選挙管理委員会が調整した厚岸町における第24回参議院議員通常選挙の年代別投票率の一覧であります。以下、選挙管理委員会における投票結果と見解を申し上げますと、18歳と19歳を加えた各年代別の投票率については記載のとおりであります。ご質問にある若者を30代以下とした場合、10代、20代と30代と合わせた投票率が46.81%、40代から80代以上までを合わせた投票率が64.97%で、いわゆる若者のほうが約18ポイント低かったことから、この投票率だけを見ると町内における若者の政治というよりは、参議院選挙に対する意識・関心は他の年代に比べて低い結果であったとのことであります。

また、ご質問の若者の政治に対する意識に変化は出ているか、についてであります。今回の参議院選挙の比較対象として、平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における標準投票区、宮園鉄北、平浜、光栄の3地区を対象とする第16投票区の投票率を見ますと30代以下の若者が54.89%、40代以上が63.95%で、いわゆる若者のほうが約9ポイント低かったことから、このときの衆議院選挙においても若者の意識・関心は他の年代に比べて低い結果であったとのことであります。

よって、選挙管理委員会としてはこの二つの選挙の結果が選挙権年齢の引き下げによる若者の国政選挙に対する意識の高まりは見られず、逆の意味で変化は出ていない、との捉え方をしているとのことであります。

次に、町では初めて選挙に臨む若い人に対してどのような施策を行ったか、についてであります。町が行ったのは直接的な施策ではなく、選挙事務を所管する選挙管理委員会の要請に応じた広報6月号と、町のホームページへの選挙啓発に関する記事の掲載であります。なお、選挙管理委員会ではこれらの記事の中で、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを強調すると同時に、新有権者への投票の呼びかけを行っております。

次に、町ではより一層投票率を上げるため今後どのような施策を行っていくか、についてであります。今後においても町が投票率の向上のために直接に施策を講じることはありませんが、引き続き選挙管理委員会からの要請に応じて広報誌やホームページ、防災行政無線 I P F C 端末を活用した選挙啓発活動に協力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 6 番、室崎議員。

●室崎委員 まず、町民の足についてお聞きしますが、非常にそっけない答弁という気がするのですが、鉄道、バス、タクシーそれぞれ非常に公共性の強い私企業ですね。これらについて今後このようにしていきたいというような町に対してのあらかじめ協議なり、相談なり、報告なり、そういうものあってしかるべきだと思うんですが、例えば鉄道に関していうと、今、記者会見だけの話だけが出ていて厚岸町でどういう影響があるかっていうことが直接触れられていないんだけれども、根室線、釧路から先は花咲線という名前を使ってますね、今。これ、その先の部分の利用者が非常に少ないということは誰しも聞いているところですが、記者会見があった後、町長のところに J R 北海道の幹部が来てどの程度具体的に言ったかは知らないけれども、今後の方針について話をしているというような噂を聞いているんだけれども、そのような事実はなかったのですか。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

島田社長さんの会見の後、私のところに戸川室長さんと釧路の支社長である中川さんが参りました。そのお話といいますのは、島田社長さんが札幌で記者会見をした第 1 回目の答弁でお話をしておりますが、そのような内容を私のところへお話に来たということでございます。

●議長（佐藤議員） 6 番、室崎議員。

●室崎委員 そのような事実があるのであれば、きちんと答弁の中に入れてほしいです。

それから、バスについても非常に経営が大変だと、空気バスというような言葉があるそうですが、そういう状況はこれ全国でみられるわけで、この地方だけの問題ではないということも聞いております。したがって、減便だとか路線廃止だとかっていうことは、単なる話だけでなくて現実化する可能性が非常にあるという状況ですね。

今回、タクシーの時間が非常に短くなる。稼働時間が短くなるということで、町民の中に改めて公共交通の大事さというものに気づかされた、ということではないのかと。今まであるのが当たり前と思ってたのが、夜の 8 時でしたか、なくなるっということがどんなに不便かということが、そうなってみて初めて分かった、というような状況に今追い込まれているということなのです。

参考までに聞きたいんですが、厚岸町と隣接する標茶町や浜中町でもこのような稼働時間の短縮が行われているのでしょうか。

分からなければ、休憩してくださいよ、時間。

●議長（佐藤議員） 休憩します。

午後 2 時 20 分休憩

- 議長（佐藤議員） 再開いたします。

町民課長。

- 町民課長（石塚課長） 貴重な時間、大変申し訳ございません。

標茶町につきましては、ハイヤー会社につきましては、午後10時30分までと、浜中町のハイヤー会社につきましては、午前1時までの運行となっております、現在のところ短縮されたというお話はお聞きしていない状況でございます。

- 議長（佐藤議員） 6 番、室崎議員。

- 室崎議員 まあ、私企業ですからね、ハイヤー会社というのは、私会社というのは。だから、ああすれ、こうすれというのはもちろん言えない。ただ、非常に公共性が強いということ、それから厚岸町でもいろんな形でもって支援しているわけでしょ。委託業務をもっていくとか、いろんな形でね。そして、何とか足を確保しようとしているわけですよ。そういう、いわば切っても切れない仲にあるわけです。そういう会社が、町民がみんなびっくりするようなこういうことを、少なくとも我々は突然聞いた。町に対してはやはり相談があった、そういうことですか。その事実関係。

- 議長（佐藤議員） 町長。

- 町長（若狭町長） 変更につきましてはのですね。さくらハイヤーさんのほうから、所長さんが私のところへ来まして、今、第1目の答弁でお話しましたとおり、運転手さんが募集しても集まらない、財政的にも非常に厳しいという中で8時までに8月1日から変更を願いたい、というお話が私のところへきたわけであります。

私といたしましては、やはり私的なハイヤーであっても公共性の極めて強いハイヤーでありますので、それは困ったと、何とかならないのかと、いうお話もさせていただいたところではありますが、8月1日からハイヤー会社としてはそれに基づいて8時までの時間帯まで運行となったということであります。

- 議長（佐藤議員） 6 番、室崎議員。

- 室崎議員 ようするに前もって相談とかそういうことではなくて通告があったということですよね。それでね、厚岸町としては意見を言う場が全くなかったのかなという気がするのですが、いずれにしてもそういうような問題を検討するときの最低限の資料として、周りの町はどういう状況になっているのかということすら、調査していない。人ごとですね、これでは。町民の足の確保というものは非常に大事な問題で、それについて鋭意努力していきたいと言いながら、具体的に聞くとこういう話だ。

それで、次に行きますが、今言ったようなもろもろの厚岸町の交通体制、そういうものを協議する場を、今国土省ですか、担当省庁は。そこは、平成18年にそういう協議の場を持ちなさいということ各都道府県市町村に対して奨励してますね。地域公共交通会議というものを持てと。主たる部分は乗り合い自動車というか、乗り合い交通手段というもののあり方ということが一番の眼目になるようですが、そこにこういう人達を入れなさいということの中には、当然交通関係の業者といわれる人達も入りますし、利用者である一般町民の代表も入るわけです。その、ガイドラインまで示してます。これが18年に国会の付帯決議があったのです。21年にそういうものが出まして、一部改正、一部改正で最終には平成27年の4月1日に出ていますね。これらは、お持ちですか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 大変申し訳ありません。通知については、今手元にはございませんが、関連する法律が出た部分については見てございます。協議会を設立して、そういう場を設けて地域の公共交通の確保をしていきなさいという内容のものは見てございます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 平成21年に出ているのですよね。一部改正はその後ちょっとありましたけれども。そこでは、今般の道路運送法の一部を改正する法律うんぬんの付帯決議でかくしかじかのものが出ましたと。それに従って、各都道府県市町村ではこういうものをできる限りやってくださいと。義務ではないようですけど。ということが出てくるんですよ。そして、今厚岸町ではこの公共交通の衰微というものの中で、どのようにして足を確保するかというのは、非常に大きな問題になっているんですね。そのときに、今の町長の答弁だと、これからそのなんだか協議会を考えてみましょうと、というような話で終わっているということは、あまりにもお粗末ではないのかと。そのように私は思いますがどう答えますか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 確かに、現在まで厚岸町におきましては、この協議会の検討は行ってまいりましたが、実際に立ち上げて動かすという段階には至ってございません。申し訳ありません。

今回、JR、それからこれまでのバスの減便、タクシーの時間短縮等、この町内の公共交通がこのようになっていく中で、早急にこの協議会を立ち上げさせていただいて、早ければ来年度から事業に計画づくり、まずは計画づくりになりますが、そういう事業に取り組んでいきたいと考えてございます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 今回の質問にあたって、私もいろんな参考書読んだのですがね、どこの地域でも、山間へき地といわれる地域では、その公共交通が成り立たなくなってきたんですよ。バスを定期便で動かしていると空気運んでるのか、人運んでるのか分かんなくなってしまう。タクシーはお客さんが来ない。スクールバスやっていたけど子どもがいなくなっちゃった。みんな同じです。そういう中で、救世主としていろんなことをひとつがやるとみんなわーっと同じようなことを考える。デマンドバスだ、乗り合いタクシーだ、コミュニティーバスだ、いろいろやる。

ただこれも定義が明確じゃありませんので、デマンドバスっていうのは予約して乗るバスだっていうのだけれども、その時間の自由度、それから路線の自由度、それぞれありまして、同じAという町もデマンドバス、Bという町もデマンドバスというのが、行ってみたら全然違うことをやっていたというのは幾らでもあるようですから、逆にいうと、その地域の独自性っていうことがあるかと思います。

今、私が言うのはそれをすぐやりなさいなんて話ではないのですよ。というのは、こういう行政がいろんなことやり出すと、民業圧迫になる恐れもありますからね。それで、全体の会議をつくって役割分担をしながらいい方法を考えなさい、というのが国の出したいわゆるモデルだろうと思います。

それで、今回の答弁にはないんだけど、ないのこれ私不思議なんだけれども、厚岸町結構頑張っているんじゃないかと思っているんですよ、私。言うだけ言っというから何を言うのかと言われても困るけど。コミュニティーバスというのは既に動いているでしょ。患者輸送バスっていうのがありますね。あれは、コミュニティーバスじゃないですか。そして、それには病院に行くという名目であれば誰でも乗れるわけでしょ。その地域の人。いちいち受診証を見せないと乗れないわけじゃないですよ。それが、今回の答弁の中には何も入っていなかったんだけど、簡単に説明してください。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 町長の答弁の中で、前段に鉄道、バス、ハイヤーのほか町有車両の有効活用により町民の足の確保を行ってきた、という大雑把ではございますが、そこにその意味を含めさせていただいてございます。

それと、患者輸送バスやスクールバス等、一般利用というのは確かに厚岸町できる限りの、今ある車両の中で、できる限りの公共交通の確保という部分では確かにやっているかと思いますが、今後町長の答弁にもございましたように、そういうことができなくなる地域がこれから考えられると、いう部分もございまして協議会、ご質問者言われますように事業者、それから利用される方、関係団体等含んだ協議会を立ち上げての中で調整をしながら、町民の足の確保という面での公共交通づくりを今後行っていきたいと考えてございます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

● 6 番（室崎議員） あと、何分ですか。

● 議長（佐藤議員） あと、32分。

● 室崎議員 今、大雑把という言い方したんだけど、余りにも抽象的で分かる人でなきゃ分からないような答弁なんです。町有車を有効活用しますって言って、それから患者バスを思い出す人は担当者だけじゃないかと思うんですがね。そういうわけで、もうちょっと詳しく聞きますね。

厚岸町ではバスに関して言いますと、鉄道はもうレールの上しか走れませんからね、これは誰でも分かる。それから、ハイヤーというのはどこでも走りますから町中を網羅している。今、時間の問題別にしてね。バスというのはそれぞれの路線を走っている。それで、地域分けをしてみました、私なりに。そこにはどういうものがあるかっていうのを具体的に見ていくと、空白地帯がはっきり出てくるわけですよ。それで、路線バス、患者輸送バス、スクールバスと大体この三つを考えながらお聞きしたいので、そのとおりにしてほしい。糸魚沢、トライベツ、若松地区、これは患者輸送バスですか。

● 議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

● 保健福祉課長（阿部課長） 糸魚沢、トライベツ方面につきましては、患者輸送バスは月曜日と水曜日運行をさせております。

● 議長（佐藤議員） 6 番、室崎議員。

● 室崎議員 末広、床潭、筑紫恋に関しては患者輸送バスは動いてますか。スクールバスに同乗することはできるような話は前に聞いたことがあるんだけど、末広だけですか。床潭、筑紫恋はどうなっていますか。そのあたり、簡単に教えてください。

● 議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

● 保健福祉課長（阿部課長） 末広、幌万別、ピリカウタ、床潭、筑紫恋を通過して町立病院にということで、これにつきましては金曜日に運行をしております。

● 議長（佐藤議員） 6 番、室崎議員。

● 室崎議員 末広、床潭、筑紫恋に関しては路線バスも動いてましたね。どうですか。

● 議長（佐藤議員） 町民課長。

● 町民課長（石塚課長） 床潭線という線がありまして、くしろバスが運行しております。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 門静、苦多地方はどうですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 金曜日に尾幌方面と含めて門静と苦多地方を運行しております。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 時間ないので、あとまとめてやりますから。ぱっぱと教えてください。太田、片無去地区どうなってるか。光栄どうなっているか。それから、市街地はどうか。市街地は湖南湖北とかありますけどね。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 患者輸送バスに関しましては、上尾幌、片無去、大別、太田方面ということで、火曜日と木曜日に動いております。ただ、全体を通して市街地につきましては、市街地の方を乗せる形にはなっておりません。あくまで、患者輸送バスということで無医地区の方をということでございます。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 市街地につきましては、国泰寺線、光栄から国泰寺、それから霧多布線の系統1と2、先ほどの床潭線が市街地を運行しております。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 そうすると、患者輸送バス、それから路線バス、これをそうすると最低週1度というのものもあるけれども、それを足があるというふうに考えれば現在厚岸町には空白地域はないと。そういうふうに考えていいわけですか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 今ご質問者言われました、路線バス、それから患者輸送バス、そのほかスクールバスの一般利用というのがございまして、それも行っておりますが、冬期間、苦多地方のみになります。冬期間患者輸送バスが道路の通行上走ってございません。スクールバスについては運行はしているのですが、学校の冬休みの間の運行はございませんので、その間は公共交通については門静まで出なければならないということに

なっております。

●議長（佐藤議員） 6 番、室崎議員。

●室崎議員 それでですね、結局は地元の人が必要度合いだと思うんです。突き詰めれば。その点で、単にないよりはあったほうがいいという話ではなくて、これがないと本当に困るんだという形で声を十分実態調査をしていただきたいんですよ。そして、必要であれば患者輸送バスという形でもいいし、あるいは他のいろいろな形でもいいんだけど、最低限の足は確保するというその点については、空白地域はないと、そのうえで充実させるのはどうするかということを考えていただきたい。

それで、この町民の足の問題に関してはまだまだいろいろな問題がありますけれども、ほかの方もいろいろお聞きするようですから、私は総論にとどめますけれども、結局ひとつには町の関係者みんなが集まって、全体的な交通体系をどうするかということを中心に構築していただきたい。

それともうひとつは、それぞれの地域地域の要望というものをくみ上げた体制をつくるためにどういうふうにしたらいいかということ、まず考えていただきたい。言葉としては、町民目線とか住民目線とか住民の立場に立ってとかいろんな言い方しますが、要するに具体的なこういうものの中で示していただきたい。そのように思いすがいかがでしょう。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 先ほど、ご質問者言われました、町民の考え方、どうあったらいいのかという部分、そういう部分については、今現在、考えているところは、協議会を設立し、まず、公共交通網の計画を先ほど策定したいということを申し上げましたが、その策定する段階の中で、全町民に対してアンケート調査等を行い、そういう部分でくみ取っていく部分と、さらに協議会の中に作業部会等をつくりまして、そういう中で協議をしていければと考えております。

●議長（佐藤議員） 6 番、室崎議員。

●室崎議員 よろしくをお願いします。

それでは、次の点に移りますが、選挙制度についてであります。町長の答弁ではこれは選挙管理委員会のことだ、いうふうに聞こえるような言い方をなさっているわけですが。どちらでもいいんですけれども。

やはり、投票統計から見ると厚岸町は近隣町村よりは高いのですよね。その10代の人ね。だけど、低い中で高いと言っているだけという程度でしょう。やはり、せっかくこの投票年齢の引き下げを国は図ったのですから、これを機に若い人達が、政治に少しでも関心を持ってもらって、素直な純なということを年齢に依っていうのもちょっと問題はありますけれども、やはり若い感覚での政治の意見というものをどんどん出して

もらいたいと、いうことが国もこの投票年齢を下げた大きな意味だと思うんです。そうになると厚岸町でも、投票所に行くパーセンテージさえ上がればいいというものではもちろんないのですが、そういう啓発を特に行っていく必要があるのではないかと思います。

それで、そういう意味で今後、やはり町も選挙管理委員会もそういう視点から、いわゆるある意味では生涯学習教育になるのですけれども、そういうことをやっぱりもっともっと積極的に行うべきだと。そのように思うのですが、いかがでしょう。

●議長（佐藤議員） 選管事務局長。

●選管事務局長（會田局長） 選挙管理委員会事務局長の立場でお答えをさせていただきます。

今回、厚岸町もしかりですが、全国的に、全道的に今回18歳、それに加えて19歳も選挙権年齢、18歳だけではなく19歳にも与えられたということになっています。投票率を見ると、19歳よりも18歳のほうが高い現象が起きていると。これは、恐らく18歳の方については、各高校において等しく今回選挙権年齢が下げられたことによつての学校での取り組みがあったのだろつと思ひます。

厚岸の子ども達も釧路の高校に通われている方、また翔洋高校に通われている方おりますけれども、釧路の高校では北海道選挙管理委員会の通知に基づいて、北海道選挙管理委員会に対して模擬投票であるとか出前講座であるとか、こういった授業を行つたということを聞いております。また、翔洋高校にも伺つたところ、あえて北海道選挙管理委員会を呼んでの出前講座等は行わなかつたということではありますが、その近くで行われた生徒会長の選挙において、同じような一般の投票と同じような形での選挙を行つたと。また、授業の中でもやはりその選挙権年齢が下げられたことによつての選挙の授業も行われていたということをお聞きしております。

こういったことを行つた結果、どちらかというとな8歳の投票率のほうが高かつたのではないかと思ひれます。また、これが大学でもう少し行われていれば、19歳の投票率も上がったのではないかと思ひますけれども、またこの後、選挙でまた北海道選挙管理委員会を通じて町の選管にも、学校に対するこういった出前講座であるとか、模擬投票であるとかという取り組みがまた通知されると思ひますので、厚岸においては翔洋高校等との連携を図りながら、こういった事業を奨励してまいりたいというふうに思ひますし、また、次の選挙になるとまた新たな選挙権を持つ方が出てまいりますので、どういった方法がいいのかということも選挙管理委員会の中で協議をしながらもっと有効な選挙啓発、活動について検討をしてまいりたいと思ひます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 大変、そのとおりですねという模範的な回答をいただきまして、ぜひそのように進めていただきたい。

各地でもってやはり自治体や選管が今事務局長おっしゃつたような考えのもとにいろんな啓発活動やつてゐるのですよね。それは、報道機関のいろいろなもので見ます。と

ころが、それに水を差すような話も新聞等では非常に大きく報道されています。

特に今回、この18、19というような人達に選挙権が与えられたものですから、その問題は大きくクローズアップされたわけですね。それが、転居後も住民票を残す若者、これが事実上選挙権がないという話なのですよ。

これは、最終的に言ってしまうと国の責任なのです。その国の曖昧な問題を放置しているツケを、各自治体に背負わせてるんですよ。甚だけしからんのだけれど、今ここでもって私と町長や課長の間でそれをいくら言ってもしょうがないですから、それで厚岸町の考えをお聞きします。

選挙人名簿登録の要件ですが、これは住民票が3カ月以上存すること、それと住所の実態があること、それでいいですか。簡単をお願いします。

●議長（佐藤議員） 選管事務局長。

●選管事務局長（會田局長） 簡単に申し上げますと、今、ご質問者言われたとおりでございます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 非常に分かりやすく明瞭に聞こえるんですよ。ところが実は、住民基本台帳の登録というのは、これは非常に明瞭なのですが、居住の実態というのは非常に難しいんですよ。住所とはなんぞやっていう話と一緒にってきますね。その話はちょっとこっちへ置いて、学生が特にその問題に直面するようですが、各市町村で、これもその市町村でてんでばらばらのようですが、実態調査っていうのを行っていますよね。厚岸町は実態調査を行っている、新聞記事には出てたのですが、これはいつから行ってきたのですか。

●議長（佐藤議員） 選管事務局長。

●選管事務局長（會田局長） ただいま、ご質問者言われたとおり、今回から施行令が改正されて、年齢満17年の者の調査等ということで実態調査を登録の前に行うことになっております。町では、これまで少なくとも厚岸町の選挙管理委員会の事務局としては、古くからずっと行っているという認識をしております。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 具体的にはどういう調査なのですか。

●議長（佐藤議員） 選管事務局長。

●選管事務局長（會田局長） まず、選挙人名簿を登録日というものがありますので、そ

の事前に今回3カ月要件、さらには年齢要件を含めて、厚岸町の名簿に登録される予定者というのが出てまいります。その出てきた名簿からそれぞれ個人ごとに実態調査という形で、今、厚岸町に実際住んでいるかどうか、学生、就職、職業等もその中に含めて、それを封筒に調査票を入れて、返信用の封筒も入れて、それぞれの個人にまずは郵送で送らせていただいて、それぞれからその返信用の封筒で送り返してもらっていると。

さらに、その調査票が返ってこない方については、その家庭にお電話をさせていただいて、改めて細かい部分を電話で聞き取りをし、また、その行っている調査表を改めて送り返してもらうというような形で、必ず出てくる登録者の予定者については全て、もしそのときに20人だったら20人いれば、その20人全てを調査した中で、登録するかしないかの判定をしているということでございます。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 あなたはそこに住んでいますか、という非常に分かりやすい質問をしているということだと思うのですが、実は住んでいるというのがどういうことかということの定義については説明していないですね。住所という問題になりますから、その点について少し申し上げます。

私が今18で、釧路の高校に通っていて、汽車通が体が大変なので釧路で下宿している。週に2日親元に帰ってきている、厚岸に来てる。この場合でも、住所はあんたは釧路なんだよということなんですよ。それから、1年のうち11カ月以上、出稼ぎなり単身赴任なりで内地に行っている。そのときに、帰ってくる。そういう場合もあります。もっと極端な場合には、家が事実上もう二つある。奥さんはほとんど旦那さんのほうに行っている。だけど、家はこっちにちゃんと置いてある。時々、奥さんも帰ってくるし旦那さんも帰ってくる。住民票はこっちに置いてある。これらについて、どこに住んでいるのですか。

●議長（佐藤議員） 選管事務局長。

●選管事務局長（會田局長） まず、一つ目の釧路の高校に入る、また、釧路の下宿通いをしているといった場合については、これは、週に2、3回帰ってくるという条件、ということであればこれは登録をおります。生活の根拠という考えの元に釧路ではなく厚岸町であろうということで、これまでも名簿登録を行ってきたということです。

もう一つ、その出稼ぎの方に関しても、生活の根拠については何カ月間なりそちらのほうに働いているとしても、生活の根拠は厚岸町ということでこれらの方については不在者投票を行っていただいていると。

この三つ目については、町としても調査のしようが、それを知るよしというのがなかなかないんですけれども、これらについてはそういうような生活の実態があつたとしても、それを知らなければそのまま登録で厚岸町での投票を行っていただいているということになります。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 時間が余りないから、もういろんな例があるんだけど、それ一つ一つ言ってるわけにはいかない。

それで、はっきり言えることは登録するときには厳格に調査しているのですよ。登録の後は何も調査していないのですよね。なんか、やっていますか。無差別抽出で、例えばこう電話したり行ったりして、あんた本当にここに住んでますかって。やっていないでしょう。二重基準じゃないですか。

それから、あっちこっちの町で調査していないのですよ。してないときに、国のあれがあるからと表向きは大体のところは実際にできないからってなことを言って、大きな都市は逃げているのだけれども、もうちょっと突っ込んで学者なんかのあれ読むと、そんな調査必要なんですかって担当者が言い出すわけですね。それよりも、どっかで不在者投票できるようにしてやったほうが、むしろ本人のあるいはお国のためじゃないのか。厳格にあんたはここに住んでいないから事実上投票権ないですよってやることの意味が分からないと。

それから、都会なんかでは、厚岸町は数が少ないから全部電話取材できるでしょうけども、釧路市までいったらそれ無理だと思う。そうすると、正直にうちの娘去年から大学入ってねって、ちゃんと答えた人はなくなるし、いい加減な答えあるいは答えなかった人はそのままいってしまう恐れもある。そうすると、この住所ってというのがなんなのかという部分ですね。それから、実態調査っていうのがなんでなるときだけ厳格なのかと。その登録するときだけが厳格なのか、というあたりはやはりもう一度考える必要があるのではないかと思いますがいかがでしょう。

●議長（佐藤議員） 選管事務局。

●選管事務局（會田局長） 新しく、昔であれば新生児、今回であれば18歳ということになりますけれども、この方々の実態調査というのはそのときに登録、厚岸町に住所要件がないとして、登録しなかったとしても引き続き、次の登録の際、その次の登録の際、引き続きの調査は行っております。

ただ、抽出で今言ったような年齢要件に係わらずの抽出調査というものは行っていないというのはそれは事実であります。これらのほうについては、逆に住民票登録の調査権というものがありますので、こちらのほうでも行わなければならないのではないかと思います。

今、縷々ご質問者言われたとおり、国のせいにするのはあれなんですけれども、どうしてもそういったその明確な国からの指示というものがございません。ですから、新聞に今回、新聞報道等であったとおり、これまでのいろいろな国からの、国の施行令であるとか、さらには国からの通達に基づいて行ってきた選挙管理委員会、それが厚岸町の選挙管理委員会がその中の一つなのですけれども、すでにそういった実態行っていないという市町村のほうは今では明らかに多くなっていると。私どもとしては、これら国から

の明確な、新聞報道の専門家の話では、国政選挙と地方公共団体の選挙との登録要件を分けるべきではないのかというようなご意見もあるようですが、こういった国に対する、国からの明確な指示というのは、これから総務省から来るかどうかというのは分かりませんが、私どもとしてはこれまで通りの形で選管としては、行うざるを得ないのかなと思っておりますが、この辺は改めて道選管なり、総務省にもお聞きをして明確な判断をさせていただきたいなと思っております。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 学生が親元を離れて下宿した場合には、親元に住所はないというのが昭和29年の最高裁判決なのです。すでに時代は大きく変わっているのです。今ごろそんなものを振り回しているのかと、言いたいわけです。それで、総務省ははっきり答えていますよ。問い合わせに対して、各自治体、各地の選管が総合的に判断してほしい。明確に答えていますよ。すなわち、厚岸町はどう考えるかということ問われるわけです。総務省が言ったから、通知があったから、ということは今の段階ではできないんです。だって、総務省は総合的に考えて決めてくれと、こっちにさじを預けている。

それから今、局長の答弁にもあったので私も言いますがね、住所の実態のないところに住民票を置くことはまかりならぬのです。そしたら、ここに住んでいませんよと答えても、住民票のほうはいじらない。そして、選挙人名簿だけばさっと切ってしまう。これおかしいんじゃないですか。

それから、厚岸町でもそうだと思うんだけど、高校や大学に行っている人は、本人の意思、主観ですね、それでは生活の根拠は厚岸に置きたい。成人式のときは帰ってきてここでみんなとやりたいし、あるいはいろんな国民保険だとかなんとかいろんなものもあるでしょう。それも、厚岸でということになる。そのほかにもいろいろある。そうすると、簡単に住民票向こうに移しなさいと言っても、これは心理的抵抗も多い。というような話もされていますね。10人が10人そうじゃないでしょうけど。

それから、住所とはなんなのかという基準に何を使うのかっていうときに、客観説、主観説、総合説と常にこういうものがついて回ります。すなわち、本人の主観はどこまで尊重するのっていう話もあるわけです。そういう中で、昭和29年に最高裁判決があって、当時からこうなっているから未だにそれは一点も揺るがせないのだと、墨守するようなものでもないと思うので。

それから、住民票との正誤性、住民基本台帳との正誤性、これもやはり考えなければならぬ大きな問題ですよ。それともう一つは年代が違った場合に、若い人だけは厳格に調査するけどもあとの年代の人は放っておこう。これも変な話です。どこを見てもこの問題は二重基準で満ちあふれているんですよ。そのあたりをきちんと整理していただきたい。

●議長（佐藤議員） 選管事務局。

●選管事務局長（會田局長） 選挙管理委員会としては、今ご質問者言われましたとおり、29

年の判例に基いて行ってきたこと、これについてきちんと行ってきたことについては自負は持っておりますけれども、今ここでどうするという事は当然選挙管理委員会の会議の中で今後協議していかなければならないことだと思いますので、改めての問題提起として受けとめさせていただき、選挙管理委員会としての考えを明確に今後させていただきたいと思います。

また、選挙には当然、国政選挙、さらには地方の選挙というものが両方あります。当然住所要件がなければ実際に選挙が行えない地方選挙と、それと国政選挙、国民であればというものがありますので、これらも含めて合わせて検討をさせていただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 時間です。

以上で室崎議員の一般質問を終わります。

休憩をいたします。

再開は、午後 3 時40分といたします。

午後 3 時12分休憩

午後 3 時40分再開

●議長（佐藤議員） 再開いたします。

ここであらかじめ会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は 3 番、堀議員の一般質問が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。それでは、1 番、大野議員の一般質問を行います。

1 番、大野議員。

●大野議員 本定例会において、先に通告してあります内容について質問をさせていただきたいと思います。

一つ目、農業支援対策についてであります。ことしの夏は異常気象ともいえる天候不順で当町の酪農業にとって、粗飼料の不足、栄養化の低下が危惧されております。アとして町営牧場でも粗飼料が不足するといわれているがどう対応するのか。イとして預託牛の中にダニによる病気が出ていると聞くがどのような状況か。また、来年度の取り組みとして、以前のように耳に薬剤をつけてはどうか。2 として、農協が異常気象緊急対策事業を実施するとしているが、町もなんらかの対策をすべきと思うがどうか。

次にホマカイ橋についてであります。ことしの大雨、長雨の対応として監視体制はどのようなになっているか。また、大雨で橋桁が冠水するようなことはないのか。

三つ目として、ハイヤーについてであります。町内唯一のハイヤー会社がハイヤーの運行を午後 8 時までとしたことについて、町民から困惑の声を聞きます。町として何らかの対策を打てないのか。

以上の点について質問いたします。よろしくお願いいたします。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 1 番、大野議員のご質問にお答えをいたします。

1 点目の農業支援対策についてのうち、はじめに町営牧場での粗飼料が不足すると言われているが、どう対応するのか、についてであります。例年にない異常気象により、町営牧場においても一番草の粗飼料が牧草ロールの数にして、過去 5 年間平均の 5,550 個より 364 個少ない 5,186 個の収穫状況となっております。2 番草も長雨や日照時間の不足により生育状況が悪く、また収穫作業も半カ月以上おくれる見通しとなっております。1 年間に必要とされる牧草ロール約 8,000 個の確保が難しい状況となっております。町営牧場としては粗飼料の確保に向けて、預託している農家に聞き取りを行い、現在 7 個の農家から約 600 個の牧草ロールを購入できるよう取り進めております。今後も 2 番草の収穫状況を見極めながら、粗飼料の確保に取り組んでいきたいと考えております。

次に、預託牛の中にダニによる病気が出ていると聞くがどのような状況か。また、来年度の取り組みとして以前のように耳に薬剤をつけてはどうか、についてであります。釧路管内でも数年前からダニによる病気が発生し、町営牧場においても昨年度初めて 3 頭の感染が確認されました。この病気はマダニによって媒介されるピロプラズマ病で、感染すると発熱や貧血を起こし、発育障害やまれに死亡する例があります。このため、生産性が低下し、経営に大きな影響を及ぼすものであることから、町営牧場では北海道東農業共済組合の指導の下、早急にピロプラズマ病の感染を防止するため、今年度から預託農家の理解を得て、外部寄生虫駆除剤と内部寄生虫駆除剤を塗布する対策を取り進めております。この対策の内容は、投薬プログラムにより、約 2 週間に一度、牛の頭頂部から背中に沿って尾の付け根まで均等に外部寄生虫駆除剤を塗布し、さらに内部寄生虫駆除剤を 7 月と 8 月に塗布する内容となっております。

また、牛の耳に薬剤をつけてはどうか、との提案であります。町営牧場で今年度から実施した駆除対策の方法は近隣の町で同じ対策を講じ、感染率の減少が報告されており、また、北海道東農業共済組合と協議した結果、駆除剤を塗布する対策が最も有効であるとの見解を受けたものであり、現時点では耳に薬剤をつけることは考えておりませんのでご理解願います。

次に、農協が異常気象緊急対策事業を実施するとしているが、町も何らかの対策をすべきと思うがどうかについてであります。釧路太田農業協同組合が行う異常気象緊急対策事業は、今年度の異常気象による粗飼料の品質低下や高温多湿による乳業への影響を最小限に抑えるため、指定する配合飼料や資材の購入に対し、助成金を交付し、生乳生産量の確保と農家経済の向上を図ることを目的に、8 月 30 日の理事会で事業内容を決し、今月上旬、各農家へ周知して実施しているものであります。

この対策の内容は、大きく 3 つがあり、1 つ目は配合飼料等購入助成で、粗飼料の品質低下による不足成分を補うため、助成対象となる配合飼料等を購入し、牛へ給与した場合、トン当たり 1,000 円の助成を行う者であります。2 つ目は暑熱対策資材購入助成で、暑熱による乳牛への影響を低減するため、助成対象となる暑熱対策資材購入を購入する場合、購入額の 2 分の 1 を助成するものであります。3 つ目は輸入粗飼料一括購入で、輸入粗飼料であるルーサンヘンリーの取りまとめを釧路太田農業協同組合で行い、一括

購入することで安価な輸入粗飼料を農家へ供給する支援内容となっております。

ことしは、連年になく異常気象により、1 番草は約10日間ほど、2 番草にあつては約半カ月程度収穫作業が遅れたため、総じて収量は落ちており、何より品質の低下が懸念される状況であることから、釧路太田農業協同組合として、初めて異常気象緊急対策事業を打ち出したものであります。

この緊急対策事業の期間は8月1日から12月31日までとなっており、町としては釧路太田農業協同組合と連携しながら、その利用状況や農業経営への影響実態を注視しつつ、追加支援策の必要性なども含め、今後農業協同組合と協議検討を行ってまいりたいと考えております。

続いて2点目の、ホマカイ橋について、ことしの大雨、長雨の対応として監視体制はどのようになっているのか。また、大雨で橋桁が冠水するようなことはないのか、についてであります。ホマカイ橋がかかる旧尾幌1号川は、過去に幾度も氾濫し、尾幌地区、門静地区に冠水の被害が発生しております。このため、大雨のときには町内の道路パトロールと同時に特に満潮時間を中心に、河川の状況を確認し、災害対策に備えることとしております。厚岸町においては、ことし8月の中で1時間当たりの降雨量が17日の26ミリが最大でしたが、ホマカイ橋の橋桁が浸水することはありませんでした。また、大雨による橋桁の冠水は想定しておりませんが、仮に橋が飲み込まれるような事態が発生した場合は、橋桁が冠水する前に河川の氾濫により、尾幌、門静地区に冠水被害が発生してしまい、太田、門静間道路が通行できない状況になると予想しております。

続いて、3点目のハイヤーについて、町内唯一のハイヤー会社がハイヤーの運行を午後8時までとしたことについて、町として何らかの対策を打てないのか、についてであります。町内事業者が行うハイヤーの運行については本年8月から夜間の営業時間を午後8時まで短縮するとし、これを受けて町内飲食店では死活問題になりかねないとして、厚岸商工会航空商業連合会、厚岸町商店会が連盟で、営業時間延長を求める要望書を町内ハイヤー事業者に提出されました。しかしながら、ハイヤー事業者では夜間の営業時間における運転手の確保ができないこと、また、夜間の営業時間は利益が上がらないとの理由により、本年8月から営業時間の短縮を行ったところであります。この営業時間の短縮により、自家用車を持たない人の午後8時以降の車両による移動手段がなくなったことや、町内の飲食業への影響が懸念されているところであります。しかしながら、事業者が行うハイヤー事業については、公共交通確保対策のような補助制度の適用はなく、仮に代外策として市町村がタクシー会社等に委託をして実施する公共交通としての乗り合いタクシーが考えられますが、事前の予約制やほかの人との乗り合わせなど、通常の個別に運送を行うハイヤー事業とは異なる携帯となります。また、乗り合いタクシーを実施する場合には、関係機関、事業者、町民、町が一体となり、公共交通に関する検討を行う地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、いわゆる地域公共交通活性化再生法に基づく協議会を設置し、この中で地域の公共交通のあり方についての調査、検討、さらには計画の策定を行ったうえで、事業の実施ができることとなります。

今後、町においては他の公共交通機関の状況も踏まえ、地域全体の公共交通のあり方について引き続き研究、検討を進めるとともに、先ほど申し上げた地域公共交通活性化再生法に基づく協議会を新たに設置し、地域の公共交通のあり方についての調査、検討、

計画の策定を行い、地域の状況に合った交通手段の選択など、今後の地域公共交通の体制を整備する中で、実施の可能性を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 1 番、大野議員。

●大野議員 ただいま、町長から答弁をいただいたわけですが、まず 1 点目の町営牧場の牧草の確保について再度ご質問をさせていただきたいと思います。

この答弁書の中には、8,000 個必要だよと、5 年間の平均で 5,500 個程度の量になっているんだけど、今年は 350 個くらい、それより少ないよと、いう答弁で、中身は今のところ 7 個から約 600 個確保する予定となっています。

これから二番草の収穫なんで、町営牧場自体の面積でどれだけできるか分からないですけども、通常だとこんだけ刈り遅れているんだから、量的には増えていいはずなんですけど量が取れないと、今年の一番草の状況なんですけど。二番草も多分生え際というか、かなり腐っていて多分、量も少ないんだろうと私は懸念しているところだと思いますけれども。

購入するのはいいんですけど、1 個いくらで買っているのか分かりませんが、かなりの多分 1,000 個も買うとか何百個も買うといたら、金額になる、それは補正対応でどうにでもなろうとは思いますが、僕はもしかですよ、例えばの話なんですけど、うちは一番草だけで足りるんで二番草は一切毎年買ってませんという農家がいたとしたら、町営牧場、機械力も人的な労働力もあるので、そこにそういう土地があるならば僕は機械を持って刈って収穫して、減量だけの購入をするというやり方もあるんじゃないかと思ったんですけど、そんな考えはないんでしょうか。その農家を見つけるのも大変でしょうけれども、農協等々と聞き取り調査をした中でそういう農家があるのかないかまず、そういう検討もしてみたいかかなと思ったのですがいかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。二番草を収穫しないという農家も実態としてはあるかと思います。このたび、一番草の収穫の状況、それと二番草の収穫の見通しを見て、どれくらい不足になるのかということで試算したのが町長の答弁からあったとおりでございます。その対応として、昨年の冬期舎飼いの部分の預託牛の多かった状況もあってですね、この春先足りないということで、実際には町内の農家の方々の協力、それでも足りない部分は町外のほうからロールを購入するという実態があったものですから、早め早めに取り組まなければならないということで、町営牧場のほうでも早くからこの対応を検討してまいりました。

その中では今、大野議員が言われたような、農家さんのほうで二番草は、うちのほうでは刈り取らない、あるいは必要としないといった場合の対応についてもどうなのかということ牧場に聞きましたら、そういう検討はしたと。その結果、通常二番ロールは

3,500円から4,000円くらい。それに運賃がまたかかると、いう相場になっているようでございます、連年。もし、そういうところが出たとして町営牧場の重機を持ち込んで、職員が行って作業をしてという試算を、機械及び人件費等の試算もしたら、総じてそれに草の料金を別途お支払いは農家さんにしてということになると、これはラップになったものあるいはロールになったもの、これを購入したほうが安いと、いう試算をしたようでございます。その結果を経て、預託している農家さんのほうに紹介をさせていただいて、その状況を聞きながら今600個のロールの、提供してもいいよという確保はつけたということでございます。

ただ、過去にもそういった対応をしたようでございますけれども、町内の農家さんはそういうところも何件かあるようでございます。農協さんがどうしても、農家でもいろんな事情があるようでございますから、その状況に応じては農協さんとの協議の中で協力という意味で草の代金は要らないと、でも刈ってほしんだという場合は、その状況に応じて協議はしていきたいなとは考えてございます。

●議長（佐藤議員） 1 番、大野議員。

●大野議員 今、課長答弁で言われたとおりだと僕は思うんですけれども、今年全道的に牧草が足りないと。今から非常に多分皆さん見かけると思いますが、道路を走ってロールを積んだ車が行き交うのを多分見たことあると思います。かなり動いております。というのは、物が不足していて早めに手を打たないと来春になんて物が無いという事態が起こるのを懸念して、今からもうどんどん足りない人は買っている。それが、全道的にっているものですから、多分相場も相当上がってくるだろうし、それを売る人は見込んでまだ抱えてぎりぎりまで値をつり上げるという方法もあるのかもしれませんが、いずれにしても早い対応をしていただきたいなと思って、今年の春先も牧場で草、牧草足りなくて多分集めるの四苦八苦なさったんで、その二の舞は今年は全道的に足りないので、今からもう準備しろよと言いたいです。

そういったことで、いろんな状況状況生まれてくると思うんで、その場その時でやっぱりいろんな協議、話し合い、農家さんも含めていい方法を見つけていってなんとか預託農家に支障のこないような、牧草、牧場、草足りないんであんなのこの牛受け入れられませんっていうのが一番困るんで、今これから農家さんに申し込み書を送付されたと思うんですけれども、多分今月末くらいで取りまとめて、冬期舎飼いの頭数がいくらになるかっていうのを把握できると思うんで、そこから逆算すると本当に、こんなに頭数集まったのに草ないぞ、って私たち農家に町営牧場あふれていますから返しますっていうのが一番困るんで、そうすると農家も入れるとこない、そしたらどうしようかと、最終的には売却なんですよね。そうすると、ただ今度後継牛が足りなくて2年度以降の生産量に響く。そしたら、厚岸町の産業が衰退して行って、税収等々も減っていくと。これ、悪影響なんで、是非そういったことだけは避けていただきたいなと思って質問したのですが、そういうふうに重々踏まえていろんな協議をしていただきたいと思うのですがどうか。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 冬期舎飼いにつきましては、やはり農家さんの計上等々もありまして、例年から見るとどんどん多くなっているんですね。

ただ、町営牧場には許容数というのがあります。昨年度も、平均密ぎりぎりに近い状況となっております。ですから農家さんから幾ら預託を頼まれても、町営牧場の許容を超してお預かりするというのは、逆に農家さんにとってもリスクが大きいわけですから、そういうものは避けながら、町営牧場と今の規模として預かれる牛の量の粗飼料だけは確保できるように早め早めの対応をとっていききたいと、そういうふうに思っております。

●議長（佐藤議員） 1 番、大野議員。

●大野議員 課長言われたとおり、昨年も多い。昨年と今年と農家の経営的にはかなりいい状況なんで、多分今年の冬期も僕は去年と同じくらいの頭数は確保できるんじゃないかなとは思いますが、そうなるとうち町長とかにお願いして頭数がどんどん集まってくるといったら施設の増棟などをぜひ考えていただきたいな、そういう方向に持っていきたいなと思うんですけど、いずれにしても農家が困るようなことだけは避けていただきたいと思います。

次の 2 番目に移らしていただきたいと思います。このダニによるピロプラズマ病、農家にも何件か出てきてて、本当に、発熱はそんなんでもない、貧血になるんで本当に生産性が悪い。牧場から返ってくる牛って妊娠牛ですから、当然農家に返ってきたときには分娩して搾乳ですから、そのときに貧血になっているともう全然乳も出さないし、当然牛は具合が悪いですから、血の色してます、真っ白い体になっていますから、多分鉄分とかいろんな薬剤を投入して治療するんでしょうけれども、最悪は死んじゃうんで、滅多にいないと思うんですけども、そういった状況の中で僕は以前、昔みんな牧場でも耳に黄色い薬剤ぶら下げてたと思うんですけども、それが端的に簡単でいいかなと。2 週間に 1 度背中に塗布しているのを知ってます。その尽力といたら、全頭牛集めて追い込み打って 1 頭 1 頭背中に液体かけていくんですけども、その労力というのは大変だなと思って、安易な考えですよ。昔、その薬剤出始めた時はそれすごい効果があるっていわれて、製薬会社売ったものですから、みんな農家つけていたんですけど、その後いつか効果がなくなったのかどうか分かんないですけど、しなくなったと。

そして、駆虫剤として背中に春先薬剤塗布してたんですけど、最近になってこのピロプラズマ病が出てきたと。近年、いろいろな病気が出てくるなと思うんですけども、それによって牧場の方々、従業員の方々、本当に仕事がふえて大変だなとは思っているんですけども、だけど何らかの対策をしていただければ酪農家の大事な後継牛なので対処していただきやならないということで、こういう質問させていただいて、答弁書の中にはやっぱり手間をかければやっぱりいいんだというのが最終的な結論ですよ。1 番有効的だと、やっぱり 2 週間に 1 回、それは何でも手かければいい、それはそのとおりだと思います。

ただ、本当に牧場の従業員がそれにとられて、ほかの作業ができなくなるようだったら、また従業員の数ふやさなければならないとか、いろいろな問題出てくると思うので、なるべくいろんな多分薬剤もあると思うのですけれども、協議しながらやっぱりなるべく労力のかからない安価で、というか金かかってもいんですけど、本当にそういう病気を予防できるのならそれはそれで価値あるものだと私は思うのですけれども、そういった面もお金非常にかかるんだったら町長にお願いして、一部負担をしていただくとかそういう対策を打っていただくことになろうとは思いますが、いろいろ研究していい方法を見つけていただきたいなと思うのですがいかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） ご質問者、言われるとおり、町営牧場の職員にとってはかなりの負担が今年度からふえております。ただ、昨年度、隣町のほうでかなりそういう発症事例が出たということで、共済のほうからも、もう厚岸にいつ入ってもおかしくないぞと、早く対策を講じなければということと言われて、農議連等々含めまして、いろんな勉強会も進めてきました。

ただ、BVDもそうでございます。このピロプラズマもそうですけれども、町営牧場が一番恐れるのは厚岸町の農家から1,000個いろいろなところから入ってきます。そこで、病気が発症して感染源として町営牧場になるのが一番恐ろしいんです。ですから、いろんなそういう負担はかかりますけれども、大切な牛を扱っている町営牧場としては、そういう状況になることを避けなければいけない。そういうことで、負担にはなりますけれども一番有効な手だてはなんだろうかと、言われたとおり耳にはペルタックという薬剤をつける手法が簡単ではあるのですけれども、有効な手法としてはこの塗布が最も有効だろうと。そして、それに取り組んだ隣町もこれで効果をあらわして、感染率がぐっと下がったと、ということです。町営牧場としては負荷がかかろうとも、こういう体制でいこうということで取り組んでおりますのでご理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 1番、大野議員。

●大野議員 明確な答弁ありがとうございます。我々も個人の酪農家も一番恐れるのはやっぱり導入牛です。ほかのところから買ってきて自分うちの牛舎に入れる。これはどんな病気持ってくるか分からない。町営牧場もその立場に立つと一緒だっていうふうに思います。是非、今の答弁とおりにこれからも実施していただきたいと思います。

次に移らせていただきたいと思います。3番目は農協がこの異常気象に対する事業を行うから、端的にいうと、町も一部お金を出していただきたい、というのが端的なお願いです。内容は答弁書に書いてあるとおりなので、余り詳しくは言いませんけれども、本当にこの品質低下、栄養不足で多分購入飼料の量がふえる。もちろん栄養少ないですから栄養価によってタンパクエネルギーの量とかを補わなきゃならない。ましてや、ビタミン剤、カルシウム剤、補わなきゃならない。それに農協が一部助成しますという事業なのですけれども、これ多分全道的にも釧路太田農協しかやっていない、初めて聞く

事業の名前です。被災された十勝とかいろいろありますけれども、これからほかの農協も考えてくるのかなとは思いますが、厚岸町の農協がいち早く取り組んでいるという素晴らしい事業だなとは思いますが、それで、やっぱり基幹産業である厚岸町の酪農業にとってもやっぱり町もその一端をやっぱり担うというか、取り組むべきだなと思ってこの質問をさせていただきました。

農協と協議しながら追加の要望等々あれば協議していきたいという内容でございますので、今後どうなるか分からないので、これからデントコーンの収穫時期も迎えます。非常に例年に比べて悪いです。そういったところも含めてやっぱり農協と協議しながら取り組んでいていただきたいと思いますと思うのですがいかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 私どもも農協さんのほうに行って、こういう対策、後どういう手立てが考えられるだろうか、という相談もさせていただきました。

ただ、やはり今回打ち出したこの対策が今考えられる必要なものなんだろうということで、これ以上のものは今ちょっと考えられないという中では、町長の答弁にもありましたとおり、8月から12月いっぱいまでの期間ということなんです。その状況を見て、もしかすると1月以降も対策が必要になるかもしれません。そういったときに、町の支援がどういうところまでできるのか含めて検討したいということでございますので、農協さんも質問者言われたとおり、初めての取り組みなんです、これ。配合飼料等1トンにつき1,000円といっても、本当に微々たるものなんです。1トンというと大体5万円くらいするものに対して1,000円ということになりますから。

そういう状況なものですから、その利用の実態、あるいは農家さんの経営状況、そういったものも含めて引き続きどういうものが必要なのかというものが出来れば、2次対策ということもあろうかと思えますけれども、そういうことで検討させていただきたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 1番、大野議員。

●大野議員 ぜひ、前向きに考えていていただきたいと思います。

次に移らせていただきたいと思います。ホマカイ橋についてであります。以前、本議会でも取り上げられて、すごい議論した経緯がございますけれども、今年の雨でこの橋桁が冠水するようなことはないって言ってまして、この質問はこの台風10号でしたっけ、十勝やられたの。10号であちこちこの道路が寸断されていて、橋が橋の桁が下がえぐられたとかいったのを目の当たりにしまして、以前議会でも議論になったこの今工事途中の道路でございますけれども、ホマカイ橋本当に大丈夫かなと。

建設課長の前の答弁ではその川底を掘って断面積を絶対確保するんだと、それで、冠水なんてさせないって言い切った答弁思い出して、その後状況どうなっているのかなと思って質問させていただいたのですが、監視体制はパトロールを強化しながらやっているよということなので、この間も岩手県のほうで、避難指示が遅れて亡くなった方

がおられた。その判断がミスすると人命まで奪ってしまう。そういったことを踏まえて、やはり危険な情景になった場合はいち早く避難させる状況を作らなきゃならない。そういった状況把握をどうやっているのかな。夜中でも本当に降って氾濫しそうになったら本当に避難をさせなきゃならないとか、そういう状況になりますので、その状況を聞きたかったのですが。夜中の対応とかはどうなっているのですか。

●議長（佐藤議員） 建設課長。

●建設課長（松見課長） 通常、大雨降って一定程度の量を超した場合、私どもやはり旧尾幌1号川の状況が確認するという体制であります。基本的には、満潮、干潮にあわせてその水位の上昇等をみながらというデータ取りであります。

一定程度の目安としては、1時間に降る量がどれだけで、それが約4時間、ホマカイ橋の流域は片無去から太田、尾幌そういったことが集まってきて、比較的小さいわけではないですけどそんな大きくない流域なんですね。それで、ホマカイ橋周辺に水が最大限に集まるのが約4時間後ということに計算されております。それがひとつの目安になります。

そういったことで、満潮時の水位、干潮時の水位をみながら雨量、1時間当たり降った雨量が4時間でどれだけ降っているかということで、目安が立ちます。そういう状況で監視を続けております。ですから、必ずしも夜中を見なければならないということにはならない時もございます。

●議長（佐藤議員） 1番、大野議員。

●大野議員 分かりましたけれども、一応、4時間が目安だと。このご時世で異常気象ですから、それにこだわることなく、いち早く危険を察知し、そういった避難させる状況とかありましたら、いち早くやっていただきたい。そのように思うところでございます。

次に移らせていただきます。ハイヤーのことなんですけれども、先ほど6番議員さんも総論的には質問させて、していただいていたけれども、私はもうこのハイヤーに限定して質問していきたいと思えます。

8時までで終了となったことによって、その8時以降の一般町民で車を持たない人がどっか行きたいとかなった時の足がなくなった。それと、飲食店に行った方も帰りお酒を飲んで帰り帰れなくなったというようなことを想定しますと、やはりこの8時以降の対策というものが不可欠なんじゃないかなと私は思うのですよ。

それで、答弁書にも書いてあったとおり、商工会とか商店会とかが要望書を出したんですけども、やはり運転手の確保ができないのと営業利益が夜は上がらないので、どうしょうもないという回答だったというところで短縮に至ったと。

だけど、町がそれについて何かをしようとすると、やっぱり補助とかは適用にならないのですか。その各自治体にまかされないのですか。そのなんか法に触れるとかそういうのがあるんでしょうか。このどうしても経営的に厳しいとなると、それに対して、民間会社ですから町が補填するというのはどうなのかなと思うのですけれども、唯一のタ

クシー会社でそれがなくなったら、厚岸の、先ほど6番議員さん言われたとおり公共交通を担う会社ですので、そういった意味において厳しいなら厳しいなりに町が一部負担してなんとか存続してもらおうとか、そんなことはできないんでしょうか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 町で補助等できないのかというご質問でございますが、公共性が高い事業者ではありますが、ハイヤーについては公共交通とは言い切れない部分もございます。事業者に対して補助できないのかという部分につきましては、例えば過疎地で公共交通が全く空白な地域、そういう部分については行っている例も一部、ほんの一部ではありますとございます。

ただ、今回の場合につきましては、公共交通として行うこととして、ご答弁させていただいておりますが、公共交通として行う場合については、他の事業者等を圧迫してもいけないという部分もございまして、そういう調整が必要になってくるものと考えます。

話ちょっと戻りますが、補助については現在のところはこの協議会、先ほど協議会をつくってというお話をしましたが、その中ででも一応検討は実現できるのかどうか、という部分も含めて検討していきたいと考えてございます。

●議長（佐藤議員） 1番、大野議員。

●大野議員 答弁書にもあったとおり、この地域公共交通活性化再生法に基づく協議会で、長い協議会なのですけれども、本当にぜひ早急に立ち上げて、メンバーはどんなメンバーになるか分からないですけれども、私はその一般運送業者みたいな人も含めて、もしかしたら運送会社の中にも二種免許持っている人がいて、うちの会社やってもいいよとかいう人もいるかもしれないし、分からないですけれども、やっぱり厚岸町民みんなこぞって考えなきゃならないと思うんですよ。

本当に今さくらハイヤーさん1社しかございませんけれども、そこにスクールバスも委託をしていますけれども、本当にいろんな人を集めて、いろんな人の意見を聞いて本当に何かしないと、厚岸町から先ほど6番議員さん言ってましたけれども、汽車は減便になる、路線バスは減便になって来ないは、うちの地区なんてバスも来ない、本当に吉幾三の歌ではありませんけれども、本当にそうになっていますけれども。本当に病院バスだって途中までしか来ないですとか。うちの2キロ手前までしか来てませんから。そういったことを考えるとやっぱりいろんな意味で困ると思うんですよ。この夜8時以降営業しなくなってから、飲食店がやっぱりお客さん減って売り上げ減った。1カ月たちましたからあれなのですけれども。町のほうではそういう把握はしているのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 先に、協議会の構成メンバー、法律で決められている部分になりますが、それにつきましては、一つ目として地域公共交通の形成計画を作成しようと

している公共団体、これは厚岸町になりますが、そのほか関係する公共交通事業者、道路管理者等そういう事業者とそのほか北海道運輸局という部分で、さらに道路管理者という部分でメンバーに入っていただくことになります。そのほか、もちろん利用される地域の住民の代表ですとか、そのほか事業者、一般の乗り合い自動車運送業者の運転手等が組織する団体と、そういう部分まで含めて協議会を作る形になるかと思います。

それと、ただこの協議会で全てできるのかということではなくて、もちろん地域に合ったもの、それから需要がもちろんなければできないということにはなりますが、この辺については、今回民間事業者では採算があわないという部分と、運転手が確保できないということで事業を短縮している経緯等もございますので、そのへんもあわせてこの中で調査、研究をして実施の可否について、さらに検討していきたいと考えております。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 飲食業への影響については、7番議員さんが具体的に質問通告書の中で明記されておりますので、町長からの答弁は用意されてるところでございますが、議長のお許しがあれば答弁したいと思いますけれども。

●議長（佐藤議員） だから、そういう質問、調査されておりますかっていうことですから。

●まちづくり推進課長（小島課長） 調査についてはしております。

●議長（佐藤議員） 1番、大野議員。

●大野議員 今、課長の答弁あったとおり、この協議会なんかメンバーを聞きますと、その事業者ですとか道路の関係者とか、そっち方面でなんか町民側のほうがすごい少ないような気がしたんですよ。それで、協議会のメンバーの中の事業者が、いやいややっぱこれはあわないから駄目だと言って、町がそれに猛反対してなんとか存続の方向に持っていけばいいですけども、そんな気が今ぱっとしたんですよね。メンバーを見ると。

それで、やっぱりそういった協議会の中にも町民本当にいろんなピックアップして、いろんな業界からピックアップして、やっぱりこう厚岸町を何とかしなきゃならないと言っているほうを固めてかないとって思ったんですよね。いいんですけども、是非やっぱり町民の意見を聞いて、厚岸町どうあるべきか、やっぱり本当に早く考えていただきたい。そう思うんですよ。こんなのいつまでだらだらやってたら、本当にさびれた町になりそうな気がして、そういうのを僕は厚岸町をこよなく愛してると思っていますから、是非みんなでいろんなことを考えて、なんとか活性化していく方向に持っていこうと思うんですよ。

是非、この協議会立ち上げると言っているんですから、早急にやっていただきたいと思うんですけどもいかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 協議会につきましては、もちろん地域の住民が主体となるべき物と考えておりますし、具体的にはまだ決まったことではございませんが、各自治会等の代表の方にも入っていただくような形になろうかと考えております。
以上でございます。

●議長（佐藤議員） 早急に立ち上げていただきたいと。
町民課長。

●町民課長（石塚課長） 済みません、答弁に漏れがございました。協議会につきましては、今年度準備等に入り補助事業、国土交通省等の補助を活用して早ければ来年度から取りかかりればと考えてございます。

●議長（佐藤議員） 1 番、大野議員。

●大野議員 来年度からって、あと半年後ですよ。いろいろ手続き等々僕には分かりませんけれども、次の多分この質問、後からの方もおられるんで、そちらのほうにバトンタッチをしまして、ぜひ本当に1日も早くやって、いい方向に向かっていってほしいなと思います。よろしくお願いいたします。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

協議会の関係でございますが、担当課長が答弁いたしましたけれども、先ほど室崎議員からも同じような質問ございまして、残念ながら厚岸は平成21年に法律が誕生したのに、いまだに結成組織がされていないと、いうことは実は釧路バスとか、さくらハイヤーは8時になったわけですが、民間事業者の影響を与えたら困るなということも、心の中にあっただけでございます。しかしながら、それが大変影響が大きい結果になってしまったということは誠に残念に思っておるわけであります。

特に、先ほど質問がございました飲食店の関係ですが、影響が極めて大きいわけであります。のみならず、また、旅館、ホテルの方々も影響が出ているようであります。そういうことでありますので、早急にこの協議会を、来年という課長の話でありましたけれども、具体的に速やかに私から指示をして、組織化して、活性化ある安心して住める厚岸町にしないといけないと、そういうふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（佐藤議員） よろしいですか。

以上で、大野議員の一般質問を終わります。

次に、3 番、堀議員の一般質問を行います。

3 番、堀議員。

●堀議員 私は、先に通告したとおり本定例会において、次の2点について質問をするものであります。

1点目は、真竜岸壁と背後漁港施設の将来利用についてであります。第3週厚岸漁港真竜岸壁はその多くが陸揚げ岸壁として利用され、その背後荷捌き用地は厚岸地方卸売市場として利用しているが、今整備中の厚岸漁港整備において、市場は若竹第2埠頭右側に平成31年頃移転が決まっている。このことから、将来、真竜岸壁及び背後荷捌き施設の利用形態が変わると思われ、次のことを質問いたします。

アとして、市場移転後の真竜岸壁と背後荷捌き施設用地の利用計画はどうなっているのか。

イとして、漁船の所要にもよるが、真竜岸壁の一部を観光用岸壁として指定して、観光客の誘客を行いやすくし、親水レジャー産業を発展させる考えはないか。

ウとして、現在の市場施設は移転後どうなるのか。もし、取り壊す場合、その一部を夏祭りの山車装飾の保管場所として町が譲り受け、山車装飾の保管展示をしてはどうかをお伺いいたします。

大きな2番目は、クラウドファンディングを活用した町の活性化についてであります。クラウドファンディングとは、インターネットを経由して多数の人から比較的少額の資金を調達し、企業やプロジェクト、まちづくり、まちおこしなど様々な分野に活用する手法として、近年注目を浴びておりますが、町の活性化のために厚岸町においてもクラウドファンディングによる資金調達をしようとする個人や企業、団体への支援と、厚岸町みずからもクラウドファンディングによる資金調達でまちづくりをしていく可能性を考え、次のことを質問いたします。

アとして、厚岸町としてインターネット上で個人や企業、団体と資金提供者を引き合わせるプラットフォームを開設したり、指導や助言を積極的にできる体制を構築する考えはないか。

イとして、本年度から厚岸町でも始められたふるさと寄附金であります。これをより細分化し、寄附者にも明確な成果を示せる方法として注目されているのが、自治体クラウドファンディングであります。厚岸町として、寄附者にわかりやすい事業を選定し、自治体クラウドファンディングによる資金調達をしていく考えはないかをお伺いいたします。

以上です。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 3番、堀議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の真竜岸壁と配合漁港施設の将来業についてのうち、初めに市場移転後の真竜岸壁と配合荷捌き施設用地の利用計画についてであります。現在第3週厚岸漁港は国の直轄特定漁港漁場整備事業として若竹第2埠頭に人工地盤や屋根付き岸壁等を有する衛生管理型漁港施設整備が進められており、人工地盤の下に厚岸漁業協同組合が荷捌き

施設を整備する予定となっております。

国及び厚岸漁業協同組合それぞれの施設の具体的な完成年次は明示されておりませんが、現在湖北地区における厚岸漁業協同組合、地方卸売り市場については若竹第2埠頭に移転したあとに、段階的に取り壊す方向で検討していると伺っております。

厚岸地域マリンビジョン計画では市場移転後の真竜岸壁と配合荷捌き施設の活用について、関係機関の皆さんと将来像について話し合い、イベント広場や魚釣りのできる岸壁など、新たな地域間交流の拠点となるような跡地利用に対する様々なアイデアが出されたところであります。しかし、実際には現在の市場施設取り崩し時期に加え、国の特定計画で予定されている真竜岸壁のかさ上げの時期と他事業の進捗状況にも作用されることから、年次計画や具体的な整備内容の決定までには至っていないのが現状であります。

このため、実際の跡地利用計画については、国の直轄特定漁港漁場整備事業等の進捗状況などを踏まえ、厚岸漁業協同組合を初めとする関係機関と連携しながら、厚岸地域マリンビジョン計画の実現に向け検討してまいりたいと考えております。

次に、漁船の所要によるが真竜岸壁の一部を観光用岸壁の一部と指定して、観光客の誘客を行いやすくし、親水レジャー産業、遊覧船等を発展させる考えはないかについてであります。北海道内の漁港は北海道漁港管理条例に基づき、漁船や漁船以外の船種の使用について定められており、漁船以外の船種については市町村が地元漁業協同組合の意見を元に、漁業生産活動に支障のない範囲で、漁港施設の有効活用を図ることができるとされておりますが、最終的な可否判断は北海道が行うことになっています。

厚岸漁港については、漁場への無断進入や漁船との衝突事故等の懸念から、プレジャーボートの漁については、これまでの間漁業者から理解が得られておらず、現在は漁港管理者である北海道が毎年定める漁港維持運営計画において、工事作業船やタンカー、貨物船、艦長船の使用に限られており、その他の漁船以外の船種については受け入れできない現状にあります。

また、厚岸漁港は全国の漁船が利用できる第3種漁港であることから、漁船が係留されていないときがあったとしても、清涼期や波浪等の際、常時漁船を受け入れられるような体制で整備が行われており、現時点ではご質問者が言われるような漁港施設の活用は考えておりません。しかし、今後、国の直轄特定漁港漁場整備事業や厚岸漁業協同組合の荷捌き施設関連の事業等の推移を踏まえ、湖北地区の市場跡地の利用について具体的な検討を行う中で、必要に応じて協議してまいりたいと考えております。

次に、現在の市場施設は移転後どうなるのか。もし取り壊す場合、その一部を夏祭りの山車装飾の保管場所として町が譲り受け、山車装飾の保管展示をしてはどうかについてであります。漁港施設は漁港生産活動や水産関連産業に必要な用途に限り利用することが可能になっております。このため、夏祭りの山車装飾の保管展示等を行う目的では漁港管理者である北海道へ照会したところ、専用の許可は出せないとの回答を受けておりますのでご理解願います。

続いて2点目の、クラウドファンディングを活用した町の活性化についてのうち、初めに厚岸町としてインターネット上で個人や企業、団体と資金提供者を引き合わせるプラットフォームを開設したり、指導や助言を積極的にできる体制を構築する考えはない

かについてであります。事業提供者と資金提供者との仲介に関しては、資金の決済や管理のほか提案事業の実行可能性などの審査、実施後の運営などに関する指導、助言などに関するノウハウが必要であります。このため、地方公共団体が関与する例としては、業務提携や業務委託により実際の運営を民間の仲介事業者が担っているのが主なものとなっております。

こうしたことを踏まえると、町が主体となって仲介を行うよりも、実績と認知度のある既存の民間事業者の運営サイトを活用していただくほうが効果的、効率的な資金調達を可能とするのではないかと考えております。また、この仕組みや不特定多数の個人から少額の資金を調達するのであり、利益性の低い事業での活用や提案事業に対する支援者をふやすことができる面などで、有効な手段であると思われませんが、必ずしも必要な資金を確保できるとは限らず、サイト上で集まった資金が目標金額に達しなかった場合には、その資金は決済処理されず、事業提案者は一切の資金提供が受けられないといった仕組みが多いようであります。

さらに、目標金額に達した場合でも、資金提供者へのお礼の返信や、返礼品の発送に係る業務と経費が発生し、資金額、支援者数がふえるほどその負担は大きくなるといった面もあり、事務作業になれていない企業者や小規模事業者にとってはメリットばかりではない部分もあります。

また、昨年から業務委託により提案事業者の支援に取り組んでいる道外のある市に聞いたところ、業務委託料が発生するうえ、提案事業が少なく事業の掘り起こしに苦慮しているとの話も伺っております。

こうしたことから、町内における活用については厚岸町商工会にも紹介したところ、町内の事業者においては、この資金調達方法の選択は極めて難しいのではないかとの見解でもあり、現段階においては町が主体となって取り組む考えはありません。

なお、民間においては多数の運営事業者がおりますので、町内で活用したいという事業者があった場合には情報収集しながら可能な支援をしてみたいと思います。

次に、厚岸町として寄附者にわかりやすい事業を選定し、自治体クラウドファンディングによる資金調達をしていく考えはないかについてであります。このご質問にあるとおり、厚岸町では本年6月からふるさと納税により寄附された方々への本町の特産品をお礼の品として送付する、いわゆる返礼品制度を開始いたしました。

また、申し込みの際には、寄附される方々に希望する寄附金の用途を、保健福祉の向上、防災対策、地域産業の振興、観光振興、環境対策、教育振興に関する各事業と指定なしの中から一つを選択していただいております。6月から8月までの内訳では、寄附件数1,392件のうち、指定なしが719件、半数以上を占めておりこの状況を踏まえると、厚岸町にふるさと納税をされた方は、どちらかというと一定の事業に寄附金を使用することを希望されていないものと理解しております。

また、厚岸町の返礼品制度は、まだ開始したばかりであり、翌年3月までにどれくらいの寄附がなされるかもわからない状況にあります。このようなことから、まずはこの1年の状況を見極めたうえで、今後の運営方法について検討してみたいと考えております。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 3 番、堀議員。

●堀議員 まず、真竜岸壁と背後漁港施設の将来利用についてからお伺いをしていきます。

要するに、まだ市場移転後の施設用地の利用計画というものは明確には定まっていな
いんだよと言うのですけれども、やはり検討の段階というのはもう既に過ぎているんで
あって、むしろもうあと 3 年ほどしかない時期においては、明確に町民のほうにしっか
りとした計画を示す段階に入らなければならないのではないのかと私だと思っ
るんですね。

そういった中で、まだ全然示されない。この答弁の中にもあるとおり、町民の中
でも将来的にはいろいろなものと言っていた中でイベントするところとして利用したり、
魚釣りをできる岸壁にするとか、そういった当初、何かのときに示されたような図面、話
というのがどうしても先に走っているようなところもあると思うのです。

そういった中で、やはりそういういろいろな不確定な話というのを消していくた
めにも、早急な利用計画をしっかりと明示するというものが行政側の役割ではないのか
と思うのですけれども、まずこの点について明確な湖北岸壁、そして湖北背後の漁港
施設用地の利用といったものを大体どれくらい、まだ検討されるというふうになっ
ているのですけれども、何年くらいには示していただけたらとか、それについての目
処というものを教えていただきたいのですけれども。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） この湖北の市場ですけれども、現在まだ漁業協同組
合市場として使っておりますし、ご質問者早ければ 31 年ごろと言っていますけれど
も、先般も町長、あるいは組合長と一緒に北海道開発局のほうに一緒に行って、その
可否を早めてくれと。どうも状況を見るとおくれがちになってきているということで、
そういった要請行動も起こさせていただきましたが、その際に開発のほうで言われた
のは、当初は 31 年から、31 年には国の施設はあそこの施設は終わるように頑
張ると。だから、もし荷捌き場がそれと平行して実施できるようになれば、早
ければ 32 年から共用できるようになるのが今のところ最短のスケジュールだ
ねと確認まで。これどんどんおくれれてきているんです。やることは決まってい
ても国の予算がつかなければ、やはり進捗伸びないと。あるいは、議員の皆
さん方もいろいろ施設を見てくれたりしていますので、地盤改良、あれは当初
なかったです。ああいう必要性というのが。それが、東日本震災踏まえて液
状化現象に対応する岸壁にしなければならないということで、耐震措置もされ
ています。そういったことでいろいろ変更もなっているということで、当初の予
定よりも若干遅れてきていると。

でも、できるだけ早く供用開始してくれと、いうお願いをさせていただいてお
ります。そういった中で、今、厚岸漁業協同組合では聞くとところによると、湖
北地区の荷捌き場、北海道が今、管理してますから 400 万円程度の占用料払
っていると。年間。ですから、もし移転ができれば早くその占用料を払わな
くていいような状況にしたいところでありま

すけれども、それでも解体費に億もかかるだろうという試算も一方ではされてます。

それと、町長の答弁にもありましたけれども、あそこのかさ上げも必要になってくるのです。今現状でも必要なんですけれども、やはりああいう市場があるということで手をつけられない現状にある中で、市場がもし移転されたときに一番最初にさせていただければならないのが、かさ上げです。この前の高潮のときにも岸壁を上を上がってしまうという状況でございますから。そういった施設。漁業協同組合自体も、もし市場が移転してもこういった方向で取り壊すのは定まっております。

それで、町長の答弁も段階的に壊す方向でということになってます。当初、マリンビジョン、皆さんのほうにも説明した時に協議の中で有事の際、湖北地区側にも屋根付き岸壁を整備してほしいという要請も受けて、マリンビジョン計画の中にはそれも位置づけてあります。ただし、国の計画にはまだ登載されておられません。その時は、当初は第3荷捌き所が一番新しいわけですから、そちらのほうを残してという絵になってございます。

しかし、先般漁業協同組合のほうに話を聞くと、第1荷捌き場のほうを残したほうがいいんじゃないかという話もまた一方では出てきております。そうすることによって、直売店というかそちらのほうとの連動、そういったことも考えて、今使っている漁業協同組合自身がどういう状況であそこのところを整理していくか、ということがまとまっていないという状況でございます。ですから、あそこの跡地につきましては新たな地域間交流の拠点となるような跡地利用という方向性は見えておりますけれども、その後、跡地をどのように利用するのかっていうのは、やはり関係する団体、機関の方にお集まりをいただいて、漁業協同組合のあそこの見通しが明らかになった時点で詰めていく、というのがよろしいんだろと考えているところでございます。

●議長（佐藤議員） 3番、堀議員。

●堀議員 ただですね、そうは言いながらもその後のほうでは要は地域間交流の拠点施設とは言いながらも、要は漁業活動以外では使えないんだよというようにも言われているのです。荷捌き施設が段階的に取り壊されていった後が明確な漁業活動用ものがみえない以上は、あそこはいつまでたっても空き地になってしまうんだということになるのかなと思うんですよ。

先ほど課長のほうの答弁でもあったように、そうなった時にはそうなった時で大変問題が大きくて、越波というものが今度、大きな問題になってくるので。岸壁のかさ上げが先なのか、それとも取り壊すのが先なのかと言ったときに、では岸壁の取り壊しがまだ進まないからとりあえず背後の漁港、荷捌き施設を残しておいてという、そういうような話にもなり得ちゃうのかなとも思うんですよね。

そうなると、その間の占用料というのはどうするんだとか、やはりそういうような話というのは、どこが負担するんだとかっていう話には当然なと思うんです。漁業協同組合がもう使わなければ漁業協同組合が負担する理由というものはどこにもないわけですから、そういうものもいろいろと考えていかなければならないことは非常に多い。それだけ、大きな問題というものがこの市場の移転といったものの中で、残される湖北岸

壁というものが非常に大きな問題として残ってしまうといった中では、本当にいろいろな面で危惧するところであるので、これについては本当になんせ今現在使われている漁業協同組合の市場というものがあるわけですから、そしてまた前側の岸壁はあくまでもその国の直轄事業での整備というものでしかないわけですから、厚岸町が率先して早急にやりますなんてことは現在の段階では言えない中でも、やはり、ただ地域づくりとしてはやはり非常に重要な核となる、市場機能自体は湖南側に移るのですけれども、しかしこちらの湖北側の振興というものを考えたときには、やはり何らかの対策というものを早急に考えていかなければならないものであるという理解の上で、やはり今後の協議というものをしっかりと進めていってもらいたいと思います。

私、そういった中で数少ない湖北岸壁の利用形態といった中で、今後の利用形態を考えたときに、観光岸壁として指定をしてはどうかということをおっしゃっていただきました。北海道の漁港管理条例上では、その他の漁船以外の船種については受け入れられない現状にある、とは言いながらも実際にはアザラシウォッチングとか、そういうような船の利用というものはされているのかなと思うんです。あれらが漁船なのかどうなのかといった中での、またそのいろいろな形態変更というのがあるのかもしれないけれども、では本当にここで書かれているように工事作業船やタンカー、貨物船、官公庁の使用に限られているということではないのかなと私たちだと理解をしているのですよ。

私だとプレジャーボートっていうものの利用というものじゃなくて、ここで質問させていただいたのは、あくまでも定期観光航路として観光船などを誘致していくうえで、しっかりと、ここがあの遊覧船乗り場ですよというかんじの明示というものを今後していく必要ではないのかなと。これは観光振興上必要じゃないのかなと思うんですよね。町外の人が厚岸町で車で来ても、例えば観光周遊船がありますよって言ったときに、厚岸漁港といっても非常に広いんですよ。湖北もあれば、湖内もあれば、門静もあれば、例えば船揚場もあればといったなかでは、非常に施設が本当にこれだけ大きな漁港というのは、漁港施設が点在してあるというところはないくらいなものですから、どこで乗るのだというようなこと、例えば親水、水に親しむといったものを目的に来ても、どこを拠点にといったものが実は厚岸町にはないというのが現状だというのが私だと思っているのですよ。

そういうものを考えていったときには、将来的なこの湖北岸壁の利用計画というものを考えていったときには、私が思うのは厚岸漁港の直売店と第1荷捌き場の間の道路の正面当たりを例えば観光岸壁とするといった、将来的に第1荷捌き場が壊されたときにはそこを駐車場のようにもしてもいいでしょうし、その背後のほうの、背後というか今の漁協の製氷冷凍工場ですか、壊されたときにはそこは北海道の道有地ですから、その跡地を北海道、現在既存で借りている漁業協同組合がどのような事業計画を立てるというものもあるのかもしれないけれども、そういうようなところの土地利用、ましてやあの近くには漁港に面した中でB&Gの艇庫といったものもあって、船ですね、エンジンのつかない船、ヨットやカヌーなども体験できるような、そういうものが一体的に親しめるような施設というものを、あの一体の中につくることができるんじゃないのかなということで、観光岸壁としての指定というものを国と協議をして進めていってはどうなのかな、というものを上げさせていただきました。

施設指定としてはやはり大変難しいところもあると思うんですよ。漁港ですから、あくまでも漁業活動のための施設ですから、そこに観光をというものをうたうのはどうなんだというのは、これは本当に問題はあるんだとは思いますが、ただ、やはり今、農林水産省にしても、やはりそういう多目的な利用というものについては、できるだけ地域の要望には答えるような状況は見えてはきている。いかに地域がいろいろな自分たちのアイディアを出した中で、既存の施設を有効活用するかといったものの中で、農林水産省もそこらへんは前向きに取り組んでいただけると、私だと思っております。

そういった中で、答弁の中にもあったとおり、必要に応じて協議してまいりたいといった中では、大変ありがたいと思うのですが、ぜひ今後の協議の中でもこういう観光岸壁という指定を念頭にもひとつ入れていただきたいな、と思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） まず、最初に占用料の部分について、市場の。占用料は今の市場は厚岸漁業協同組合の施設でありますから、あれが建っている間は北海道から借りていることになりますので、漁業協同組合がずっとあるうちは払わなければならないというのは変わりません。ですから、その部分をできるだけ漁業協同組合は不要となった場合はできれば撤去したいという考え立つんでしょうけれども、一方では解体費等との問題があるということで、それとその壊し方の手順についても今まだ定まっていないという状況とお聞きしております。

アザラシウォッチングの船でございますけれども、北海道の漁港管理条例の中で船種、漁船以外の船種については先ほど質問者も言われましたけれども、タンカー貨物船、官公庁と工業作業船の使用に限られているということで、それ以外は駄目だよということになっております。アザラシウォッチングは漁船登録されている船なのです。ですから、利用できているという状況です。

堀議員が言われている定期遊覧船、あるいは親水レジャー、こういった部分でございますけれども、今現在そういった工事作業船、タンカー貨物船、観光庁以外の船については、厚岸漁港のほうでの受け入れを認めていないというのは、やはり地元の漁業者の方々の理解が得られていないと。その理由は何かという、先ほども町長の答弁ありましたけれども、漁場の無断進入や衝突等、事故等の問題もあるということなのです。一方では、質問者言われるのは定期の航路となれば、また漁業者のほうも協議の場に応じてくれるかもしれないということは漁業協同組合も言っております。

ただ、そういった方向が見えてきた場合には、協議ができるのではないかなとは思っております。北海道もあくまでも地元の理解が、町長が漁業協同組合の意見を聞いて理解が得られるのであれば、そういう利用の方法ができなくはないという条例上なっておりますので、そういった含みはまだあるのだろうなと思っておりますが、現段階ではそういう漁業者の意向がありますので、今は受け入れできないというものです。

質問の２点目の部分とすごくリンクするんですが、親水レジャーの部分です。今、１番の跡地については先ほど言ったいろいろな理由で目処が全然たっていないので

すよね。いつになるものなのか、どこまで空くのか、どの区域が、第3が少し残るのか第1が残るのか、全部なくなるのか、見えてない状況なのです。そういった方向が見えてきた段階で、そうしたら、まずかさ上げをするのがいつなのか。あるいは壊す時期ができれば、それに合わせる形で国に要請しないといけないと思います。かさ上げの部分。そうしないと跡地利用はできないかと思います。

そうした段階には当然国の開発、公安事務所のかてなり、北海道なり、地元の関係機関、団体と皆さんと一緒にこの跡地をどうしていくのが厚岸町にとって最善なのかという検討をしていくと。その中では、質問者言われるような、漁村と都市との交流拠点というような位置づけで、あの跡地を利用するという考え方もひとつにあらうかと思います。ですから、そういった計画をしていく中で、ご質問者言われたものも必要に応じて検討をしていかなければならないだろうと考えているということでございます。

●議長（佐藤議員） 3番、堀議員。

●堀議員 大体分かりました。2点目ですね。

ただ、今のその答弁の中であったのですが、漁業協同組合が施設存続中はいつまでも占用料として払っていかなければならない。ただ、そこには理由がたつと思うのです。例えば、前側の岸壁がかさ上げされるまでは仮に使わなくても、使っていないところもあるほうが背後の影響を緩和できるのだと。緩衝施設としてかさ上げまでは残しておくほうが有利なんだという判断が働くことあると思うんですよ。これからいろいろな波浪や高潮などがあつた時にも。

やはり、そういった中では漁港管理条例たしか16条の3ですか。減免規定というものたしか当然あると思うんです。占用料についても、使用料、占用料についても。減免規定というものはあると思うんで、そこら辺の柔軟な対応というものは必要になってくるのではないのかなとは思いました。

それでは、3点目に行かせていただきます。段階的に、将来的に壊すのであれば、せっかく壊す施設ですから、第3荷捌き場くらいを残した中で、そこを夏祭りの山車の装飾を保管展示する場所として残しておいてほしい。実は、この夏祭りのいろいろな団体の方々から、なんとかどっかに保管しておく場所を確保できないだろうかという相談というものを結構受けるんですよ。各団体において。今まで各夏祭りの出していた団体の、例えば4トントラックの上にパイプなりで組んだ山車をつくるのですが、それを保管場所がないからいちいち壊しては、また1年たった後につくって活用するにも大変な労力とまた費用というものがかかってしまう中では、例えばある団体ではほかの団体の空いているもう使われていないところを、古いところにしまわせてもらったりとはしているのですが、ただやはりそこだと今度それがもう使わなくなって撤去されてしまうんだよという話になったときに、ではどこに行けばいいんだろうというような中で、非常に困っている団体というものがある。

何とか、これら夏祭りの支援策といった中で、どこかに保管しておく場所というものが作れないのかという声を非常に多く聞くものですから、であれば取り壊すのであろう第3荷捌き場あたりを活用できればと思ったのですが、まあ、そうですね。

一線用地ですから、用途以外のものに使うというものは非常に制限があって占用の許可は出せない。確かにそうですね。なるほど無理だなとは、分かりました。

ただ、やはり町側のほうにこれは漁港関係というものではなくて、夏祭りの各団体の今後の活動維持を考えていったときには、こういう問題があるのだよというものをひとつ考えていってもらえないかなと思いますので、これはまた何かほかのときにも質問をしたいなと思うんで、それについてはよろしいかなと思います。

といった中で、大きな2番目に入らせていただきます。クラウドファンディングです。現状だと、プラットフォームを開設したりするというものは考えていないのだよといった中で答弁がありました。なぜ、こういうこと考えるのかというと、実は私たちの団体というか、権利能力のない社団なのですけれども、そういった中で6月議会で議決をいただいた弁天神社の改修というものがありました。実は私たちの団体でもそれらの資金集めのために、町内の寄附だけではなくて広く町外からも資金を集めるために、このクラウドファンディングによって資金というものを集められないだろうかというものを、いろいろと検討しました。

ただ、本当に結構、大変なのです。投資型であったり、町と同じような返礼品を出すようなものであったり、寄附型であったりといった中で、ではどれをやると一番いいのだろうか。リスクというものが、ここの答弁の中にもあったのですけれども、リスクというものをどれだけ抑えられた中で。何も分かりませんから、このプラットフォームを持っているインターネット上の会社、今だと8個くらいか10個くらいあるのかな。そういうものに頼んでもどのくらいの初期費用というものがかかってしまうのだろうか。何もないのですよね。そういった中でやって、資金を集めようとしても大変苦労がある、といった中で従来とおりの手法といったら悪いのですけれども、厚岸町からも補助というものをいただきましたけれども、そういった中で、あと町内からの寄附というものを関係者が歩いて集めるという手法で、今回はなんとかうまくは各団体、厚岸町さんからの協力などもあった中で、うまく修繕というものも大体終わったわけですから。

こういうような、まちづくりの団体や権利能力のない社団、または会社などがなにかものをやりたいといったときに、まず一番最初に壁になるのがやっぱり資金であります。当然、権利能力のない社団なりであったり、まだこれから起業もしていない個人とかであれば、当然、担保物件とかだつてあるわけじゃないですから、資金を集めて何かをしようといったものを、何もできないということになるわけなんですよね。

そういった中で、何か厚岸町内でものを始めたいなといっても、その資金がないからできない。これでは町をなんとか良くしよう、厚岸町で何か始めようといっても、本当になかなかそういうような小さな事業者なり団体といったものが育っていかないと私だ思うのです。そういうものをカバーする上では、クラウドファンディングというのは非常に今世界的にも、日本国内よりもむしろ世界的なほうの運用実績というのが高いみたいですけれども、日本でもこれからどんどんこのような資金というものの資金集めというものが活用されると思うのですよね。

ここに、だから言った私たちの団体のように何も分からなくて手もつけられないといったところに、行政が少しでもアドバイス、例えばその8個なり10個あるプラットフォームのある会社のうちどういふところが実際にいいんだよとかでもいいですし、後押しを

するが行政側にほしいんですよ。それをするによって、二の足を踏んでいるものも一歩踏み出すことができるんじゃないかと思うんですよ。何もプラットフォームをつくれといえ、これはひとつ費用的には若干かかるんでしょうけども、そうじゃなくても指導・助言といったものの中では、何もそこには大きな金、行政側の費用が必要になるものではないわけですから、ここを余りむげに断るような受け入れないようなものにしてほしくないと思うのです。

むしろ、行政側は行政側がお金を出さなくても、そうやって個人の事業者なり団体が全世界からお金を集めて、厚岸町のために何かをやっていただけるというのであれば、そこには積極的な応援が必要になってくるだろうし、する理由としては十分にあると思うのですけれども。

まず、ここら辺の考えですね。これについてどのように思いますでしょうか。

●議長（佐藤議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） クラウドファンディングについてのご質問の中で、ご質問者から提案されているのは、厚岸町としてインターネット上で個人や企業、団体と資金提供者を引き合わせるプラットフォームを開設ということでした。

今の2回目の質問であれば、そういった民間事業者がいうのでそことの引き合わせを考えられないのかということで、質問の趣旨が変わっている。1回目の町長からの答弁は通告書に沿って町でプラットフォームを開設するということは想定しておりませんということです。町でプラットフォームを開設するということはお金がかかります。でも、民間事業者をこういった事業者がありますとか、そういったことをやりたいというところにお伝えすることについては我々が人力で情報を集めて、そういった情報を伝達して支援する、側面支援ですね、そういうことについては1回目の町長の答弁でも今後においてそういうことをやりたいという事業者が出た場合には、そういった事業者を引き合わせるなどのことをしていきたいということは、町長も答弁で述べているとおりでございます。

今、まだこういう制度ができて日が浅いという状況も我々分かっておりますし、先行してやっているところもいろいろと悩みもあるようです。いいことばかりではないという情報も伝わってきております。

やはり行政が関与するというのは、行政がその事業なりその取り組みにお墨つきを与えるということになってしまいますので、もしそれがうまくいかなかった場合は行政側もそのリスクを同じように負うということを想定しなければならない、ということも一方ではあるわけでございます、なかなかそこは悩ましい問題も内在しているということです。その辺も含めた中で今後研究していきたいと考えているところでございます。

●議長（佐藤議員） 3番、堀議員。

●堀議員 プラットフォームだけじゃない。私、1回目の質問でしているのはプラットフ

フォームを開設したり、指導や助言を積極的にできる体制をとった中でなので。

ただ、答弁の中では非常に後ろ向きなんですよね。商工会においてもとかっていうような形の中でも、何か余り勝手に団体なり事業者を事業を行おうとする人方がインターネットを通じてやるんだったらやってくださいぐらいにしか、この答弁の中では非常に感じられないのです。もっと私は積極的に指導なり助言、プラットフォームまではいかないにしても、しっかりとした指導や助言といったものをできるような、どのようなフォームをつくって、例えば返礼品型であれば、どういう返礼品といったものがあるんだろうかといったものは、やはりそういうものを指導・助言できる体制というものは、やはり今後は必要ではないのかなと。

行政がプラットフォームなりを持ったり、内在、介在することによっていろいろなその信用問題といった問題があるということは確かに私も思います。ただ、逆に言っちゃうと、行政側がしっかりとその相手方というものを審査するといったものは、通すことによってそれが逆に言ってしまうと、不特定多数の人方にとっては非常に大きな信頼を得ることにもなる。100や200やっても1個つまずいてしまえばその信頼というのは簡単になくなってしまうかもしれませんけれども、そういった中で、一般のプラットフォームを持っている会社よりも私だと各自治会、自治体なりがプラットフォームを持ちながら、しっかりと要は事業者なり団体をケアするといった体制をつくったほうが、より資金を集めやすくなるんじゃないかなと私だと思うのです。

そうしなければ、なかなか答弁の中でもあったのですけれども、クラウドファンディング自体はお金、例えば500万なら500万集めてこういう事業やりますよって全世界に求めるわけですが、これが仮に480万しか集まらなければ出資者はこの段階ではまだお金は払わなくてもいい。480万しか、残り20万足りなければそのクラウドファンディングは失効してしまっただけで、出資者もお金を払わなくてもいいということで、リスクというものをとらないものですが、問題は実際に500万のところは500万以上が集まって、お金が集まったけれども実際の事業をいざするといった時に、悪くいってしまうと夜逃げとか、事業を行わないで逃げてしまったり、資金だけを集めて逃げてしまったりといった中で、そういう信用不安というものが常につきまとうものではある。

だからこそ、プラットフォームなりを行おうとするところは、しっかりと審査というものができるところでなければならぬと思うんです。それこそが、むしろ私は行政として非常に広く信頼を打ち出す格好の機会じゃないのかなと私だと思うんですよね。

何とか、ここら辺は、まずはプラットフォームまではいかないにしても、しっかりと指導支援ができる体制、知見、そういうものを町としても蓄えてほしいなと思うんですよ。

今年の6月に私たちの団体でも検討したんですけれども実行できなかった。でもやはり今後の中でも、また大きな損壊等があった場合の時にも、またもまたも寄附者に対して寄附をお願いするということもなかなかできないであろうと考えていったときには、このような形での資金集めが必要だろうなと団体の役員の中でも話し合われているところでもあります。そういう時に厚岸町としても応援して欲しいなと思うわけでありますので、何とかお願いしたいと思います。

自治体クラウドファンディングですね。最終項のほうになるのですけれども、自治体

クラウドファンディング、要するにふるさと寄附金制度をより明確にしたものです。厚岸町は今現在7つの選択肢がある中で、そこに対しての寄附金を集めているのですけれども。その半数以上が一定の事業に寄附を使用することを希望されていないと答弁されているのですけれども、要するに返礼品目当てというものが言ってしまうえばあるのかなと思うのです。

でもそれはそれで確かにいいのかもしれませんが、ただ、厚岸町が好きな人で厚岸町に思い入れがある人で、そういうような人からも呼びかけてお金を集めようといった時には、この自治体クラウドファンディングというのは非常におもしろい手法なのではないのかなと思うのです。実際に、犬の殺処分ゼロを目指すプロジェクトとかですとか、棚田のお米で日本酒をつくるプロジェクトとかですね、大阪城の石垣を公開するプロジェクトなんていうものを、各自治体がクラウドファンディングなりでも出して資金を集めて事業を実施しているというものがあります。

先ほど言った民間クラウドと違って自治体がこのクラウドファンディングをやるというのは、もうそのことをやるというものがしっかりと目に見えるわけですから、寄附者にとっても非常に厚岸町への思い入れというものが入れた中で、寄附というものがされるようになるのではないのかなと思うんです。

どうでもいいと言ったら語弊があるのですけれども、やっぱり返礼品目当てというのも確かにいいんでしょうけれども、こういうひとつの事業、ひとつのプロジェクト、ひとつのなすべきことというのを、しっかりと明示した中で寄附を集める方法があってもしかるべきではないのかなと思うんですけれども、これについてどう考えておりますでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） このたび、議員のほうから自治体クラウドファンディングのご提案をいただきましたけれども、町長が1回目で答弁されているとおり、まずふるさと納税に対する返礼品制度、始めたばかりであります。その事業を限定する。ある一定のもの。限定しなくても幾つかのものに絞るということは、このふるさと納税制度の中でも今後可能であろうと考えております。逆に、自治体によってはこのふるさと納税の返礼品制度とクラウドファンディングをあわせて行っているところもありますけれども、その事業、限定する場合には当然寄附をしていただく魅力のある事業に絞らなければならないといったリスクがございます。

それとあわせて、これまで、返礼品目当てというのはちょっと語弊がありますがけれども、あくまで厚岸町を応援してくださる方ということで私たちは考えておりますけれども、この制度との競合、受付窓口の分散というものが出てきてしまう可能性があるだろうと。

要するに、厚岸町に応援される方、応援をしてくださる方っていうのは年に1回の寄附でありますから、それが魅力のあるものに絞らなければその寄附もなくなってしまう。クラウドファンディングも寄附型で行う。いろいろと投資型いろいろございますけれども、それがなくなってしまう可能性も考えられるということもございますので、まずは

今の制度の中で当分の間、厚岸町としては行わせていただきたい。

まずは、1年間の金額、これもまだ想定できるものではございません。当然2年目、3年目、減らないような形で魅力のあるふるさと納税の返礼品制度を今後、進めていかなければならないということで考えた場合には、まずこの自治体クラウドファンディングを合わせて行うことには、若干のリスクがあるだろうというふうに考えているところですから、今後の研究・課題として、まずはこのクラウドファンディングの他の自治体の状況も踏まえながら、改めて運営方法について2年目、3年目考えさせていただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 以上で、堀議員の一般質問を終わります。

●議長（佐藤議員） 本日の会議は、この程度にとどめ、あすに延会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって本日はこの程度にとどめ、あすに延会いたします。

午後5時30分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成28年9月12日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員